

平成28年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

平成28年12月6日（火曜日）

議事日程第2号

平成28年12月6日（火曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	4番	今野英元	議員
	23番	佐々木慶治	議員
	13番	吉田朋子	議員
	21番	三浦秀雄	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（25人）

1番	鈴木和夫	2番	村上亨	3番	伊藤岩夫
4番	今野英元	5番	佐々木隆一	6番	三浦晃
7番	梶原良平	8番	湊貴信	9番	渡部聖一
10番	伊藤順男	11番	高橋信雄	13番	吉田朋子
14番	高野吉孝	15番	渡部専一	16番	大関嘉一
17番	高橋和子	18番	長沼久利	19番	佐藤賢一
20番	土田与七郎	21番	三浦秀雄	22番	渡部功
23番	佐々木慶治	24番	佐藤譲司	25番	佐藤勇
26番	井島市太郎				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	小野一彦
副市長	阿部太津夫	教育長	佐々木亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	原田正雄
企画調整部長	佐藤光昭	市民生活部長	村上祐一
健康福祉部長	太田晃	農林水産部長	遠藤晃
商工観光部長	真坂誠一	建設部長	佐々木肇
総務部危機管理監	佐々木高志	由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松永豊
総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴田範之	保育園民営化・ 地域資源を活用した 遊び推進事務局長	大場ひろみ

教 育 次 長	大 滝 朗	消 防 長	畠 山 操
管 財 課 長	小 松 良 弥	行政改革推進課長	東海林 正 人
生活環境課長	鎌 田 正 廣	福祉支援課長	渡 部 正 人
子育て支援課長	長谷川 聡	農業振興課長	今 野 政 幸
都市計画課長	佐 藤 英 樹	上下水道課長	佐々木 昭
スポーツ課長	佐々木 進 一		

議会事務局職員出席者

局 長	鈴 木 順 孝	次 長	鎌 田 直 人
次 長	小 松 和 美	書 記	高 橋 清 樹
書 記	古 戸 利 幸	書 記	佐々木 健 児

午前 9時30分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（鈴木和夫君） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、これより一般質問を行います。

なお、質問者の皆さんは、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮をお願いしたいと思います。

それでは、発言の通告がありますので、順次、質問を許します。

4番今野英元君の発言を許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） どうもおはようございます。

きのうの雷すごかったですね。落雷の被害がなければよいと思いますけれども、私の一般質問は5項目であります。5項目中に、以前から質問していた項目が2つありまして、2番目の指定管理者制度と5番目の公契約条例、これはもう今まで私も何回も質問してきたんですけれども、やっぱり今回も質問事項に入れました。やっぱり自分で納得しないことに関して答弁書なりを精査してみますと、疑問点に気づくことがあります。今回も、そういう意味で質問に取り上げましたので、よろしく願いします。

では、質問に入ります。

最初、1番の普通交付税についてであります。

普通交付税は地方交付税の主体をなすものでありまして、地方交付税の約94%が普通交付税に当たります。各地方公共団体の普通交付税の額は、毎年度8月31日までに決定されるとしてあります。

今回の地方財政計画で新設された3点の柱から成る重点課題対応分と呼ばれる歳出項目に対応した算出や、2015年の国勢調査で明らかになった人口を初めて普通交付税の算

出に対して用いたことが特徴点として挙げられております。

本市の普通交付税における重点課題対応分への対応とはどのようなものだったのか、またその具体的な内容と普通交付税額、そしてその増減率についてお伺いいたします。これがまず第1点目であります。

大項目の2、指定管理者制度についてであります。

(1)の設置目的と今後の課題、管理運営の執行責任についてであります。

現在、本市の約180の公共施設に指定管理者制度が導入されております。この指定管理者制度については、事業報告書などで設置目的に沿った事業運営がなされているか審査されていますけれども、ことしの9月議会、前回の質問の際に、当局の答弁では審査の具体的な内容に関して、こう言っているんですね。所管部局による審査について、さらなる施設サービスの向上を図るために、審査方法の見直しを検討したいと、こういう答弁を行っています。具体的に、この審査方法の見直しとはどういうことを行うものなのかを伺うものであります。

また、指定管理者制度には、設置者責任と執行者責任があります。公共施設の設置主体は自治体であります。そして、指定管理者はその設置の目的に基づいた管理運営を行う執行者であります。

これまで管理運営に当たって、執行者として法令等の遵守が行われてきたのか、また労働基準監督署などから指摘や摘発を受けた指定管理者はいないのかどうか伺うものであります。

(2)のばいんすば新山の管理運営についてお聞きします。これも9月議会で質問したものでありますけれども、再度質問したいと思います。

平成24年4月から株式会社ばいんすば新山が管理運営を行っているのはもう周知の事実であります。管理運営や経営状況については、9月議会の答弁では、毎年度提出される事業報告書をもとに所管の部局において審査を行っており、結果は問題なしと、昨年12月8日の実地調査前の管理運営については、問題なしと答弁しています。

しかし、平成24年4月の指定管理者の管理運営開始直後から、次のような問題事項がばいんすば新山では発生しております。

平成24年5月、マイクロバス整備不良によるエンジン焼きつけ事故とその後の処理問題。

平成25年6月から平成26年2月まで、9カ月間ですね、会社経費での私有車（個人車）へのガソリン給油問題や、車両運用管理規定、車両運行日誌が不備であった点。

平成25年には、井戸水の掘削工事に関して工事契約書が不備であった点。

平成26年には、会社広告用の看板設置に関して、これも書類が不備であった点。

また、ばいんすば新山の指定管理する前、当初から会社のフロント部門と食堂の部門の経理が一本化されていない、別々に行われている、このようなことは通常はあり得ないことだと思うんですね。

それから、平成26年4月から9月にかけて、6カ月間、食堂部門の売り上げ金額が全て作為的に均一化されている点。

このほか、会議録の内容の不備や、常勤の従業員、パートタイム従業員に対しての時間外手当の不払い問題、福利厚生費の使い方、運用のあり方などなど、問題点が多数あ

りました。もし、指定管理者制度で運営されていなくて、市の直営でこのような事態が起こったとしたら、これ大問題なんですけれども、今までこの件に関して市当局としてはどのように把握していたのか。

また、昨年12月、そしてことし5月に実地調査を行っておりますけれども、実地調査に入る前からこの問題点に関しては、市当局としては把握していたのかどうか。実地調査に至る経過、非常にこれ重要なんですけれども、経過とその後のばいんすば新山の運営について伺うものであります。

(3) 主要施設への導入についてであります。

この指定管理者制度の導入については、今後、総合防災公園の由利本荘アリーナや東光苑、それからおもちゃ美術館などへの導入を行うと、こう市ではっております。これは以前、中央図書館への導入については、公共性の高さから直営がふさわしく、みずから運営していくと、指定管理者制度の導入については否定しておりますけれども、現在でも変わりはないのか伺うものであります。

また、指定管理者の選定の手続、指定の手続、管理の基準や業務の範囲、管理の適正化、経理の状況、実地調査と必要な指示、指定の取り消し等、地方自治法の244条の2、これ指定管理者制度についてですけれども、大変厳しく定めております。この地方自治法の244条の2に関しては、平成15年7月、そして平成19年1月に国の通知が出ています。なぜこの通知が出たのかというのが大変重要でありまして、指定管理者制度が平成15年6月に始まっておりますけれども、1カ月後に国のほうでは、やっぱりこの通知を出さざるを得なかった。そして、平成19年1月にもう一度出しておりますけれども、この平成19年というのは、大体指定管理者制度が4年に1回の更新を迎えることになるということで、平成15年から4年後、平成19年にもう一回国のほうで通知を出しています。

この通知の中で、非常に厳しく言っているのは、指定管理者の選定委員会をきちんと行うこと、それから複数の申請者によって指定管理者を選定すること、それから事業計画書の提出や選定に関しては情報公開をきちんと行うことと、こう強く通知しています。これから我が市でも主要な施設へ導入する際には、この国の通知というものをよくよく取り入れた上で行っていかねばいけないと思っています。この国の通知の遵守が必要と思われましてけれども、当局の見解を伺うものであります。

大項目3の国療跡地の医療廃棄物についてお伺いします。

9月13日、国療跡地に進めている市道建設現場で空き缶などとともに、注射針、それから点滴チューブ、薬の瓶などが出てきました。

これは平成16年と17年当時に見つかった医療廃棄物の処理がまだ漏れていて、それで出てきたということなんですけれども、排出業者であります独立行政法人の国立病院機構では、この医療廃棄物の総量や種類、それから処理法などについてどのように行われたかを市に報告しているのか伺うものであります。

特に産業廃棄物については、基本的に処理方法が施行令の中で20種類が規定されております。爆発性のものや毒性、感染性が強いものなど、それぞれ特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分かれて、別々の対応をとらねばいけないとされております。

また、感染性の廃棄物に関しましては、環境省が1992年、感染性の廃棄物処理マニュアルをつくっておりますけれども、その後2004年に改正しているんですね。1992年の策

定を改正して、基準をもっと明確化しております。

このマニュアルに沿って国療跡地の医療廃棄物の処理が行われたのかどうか伺うものであります。

8月31日でしたか。すみません、最初間違いました。9月13日じゃなくて、8月31日の国療跡地で進めている医療廃棄物の処理現場でした。日にちが間違っていました。

大項目4の小型家電リサイクル法の啓発と回収方法について伺います。

日本では、年間小型家電リサイクルの使用済み家電65万トンが回収されて、そのうち有効な金属が28万トン、金額にして844億円という金額になっております。2013年に小型家電リサイクル法が始まって、小型家電リサイクルの対象品目が約100品目あるんですね。それが始まって3年目となっております。小型家電リサイクル法の前に家電リサイクル法というのがありまして、4品目あります。テレビとエアコンと冷蔵庫と洗濯機、これは小型家電ではなくて、家電リサイクル法と、こう区別されているんですね。ですから、非常にわかりにくいんですけども、この小型家電リサイクル法で使わなくなったパソコンや携帯電話、ゲーム機などから金や銀やレアメタル（希少金属）を再資源化しようという動きが今出てきています。東京オリンピックの金メダルなどにもこれを使おうということがこの前明らかにされておりますけれども、使用済みの小型家電は、都市鉱山と呼ばれ、有望な資源として今注目されております。しかし、小型家電のリサイクルは市町村にとって、努力義務なんですね。回収方法などについては、自治体に一任となっております。

本県では、大館市が2006年から小型家電の回収に取り組んでおりまして、人が集まる公共施設やスーパーや郵便局に回収ボックスを置いております。ところが、一般的に不燃ごみや粗大ごみと一緒に回収して小型家電を選別するピックアップ回収が多く進んでおりまして、我が市でもピックアップ回収だけの回収となっております。資源の有効な利用と環境汚染防止のためには、市民への啓発や周知、そして協力が必要であります。市の現在までの取り組みと今後の展開がどのようなものになるのかお伺いしたいと思っております。市として、年間これくらいの回収をしたいという目標数値などがありましたら伺いたいと思っております。

大項目5、公契約条例制定についてお伺いします。

この公契約条例も、今まで柳田市長時代から質問してまして、今回で4回目だと思いますけれども、一向にこの問題、質問はしますけれども、常に答弁はほとんど一緒ということであります。柳田市長時代からの答弁書をずっと調べてみますと、ほとんど答弁の内容が変わっておりません。

自治体が発注する公共事業や業務委託などの発注に当たって、市が支払う事業が作業に従事する労働者に対して公正に賃金が支払われていることが非常に重要なことなんです。

また、作業に従事する労働者の労働時間や労働条件の適正化が求められております。ダンピングの防止、公正な競争の実現や労働者の賃金の安定など、法令によらないで自治体独自の条例、条例というのはそういうものなんですけれども、条例がそれぞれ自治体ごとに諸条件を勘案してつくられると、これが公契約条例だと思います。これが今必要で、市としてこういう公契約条例をつくるのが持続して安定的な地域の労働条件な

りを確保すると、そういうことにもつながっていくんだと思うんですね。オリンピックの工事と東北の地震の災害の工事等によって、非常に今労働者の賃金条件などが不安定化して、熟練の労働者がだんだん少なくなっていると言われております。こういうときにこそ公契約条例を制定しなければいけないと私は思っています。

この条例をつくるに当たって、3つポイントがあると思っています。

1つは、やっぱり首長の決断とリーダーシップだと思います。これ、必要性は認めるけれども、今ちょっとと、何回もこの答弁繰り返されていますけれども、やっぱりリーダーシップと決断が必要だと思っています。

2つ目は、議会のどうしてもこれが由利本荘の地域にとっては必要だという理解と協力、これが必要だと思っています。

3番目が、これ職員が直接やっぱりかかわる場面が多いんですね。職員の理解と協力がなければできません。

この3つがあってこそ公契約条例制定が初めて確実なものになるし、安定的に由利本荘の地域経済に貢献していくと思っています。

できない理由、理屈をいっぱい並べるのではなくて、制定に向けて何が必要なのか、市役所の中でどういった組織をつくって、この公契約条例制定に向けて動き出すのかということが一番大切だと思っています。そういう意味で市長の明確なる答弁をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

【4番（今野英元君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、普通交付税についてにお答えいたします。

平成28年度の普通交付税算定では、平成27年国勢調査人口が用いられ、新たに重点課題対応分として、高齢者支援や自治体情報システムの構築、森林整備支援の項目が創設されております。

本市には重点課題対応分として、地域ミニデイサービス事業や配食サービスなどの高齢者支援を初め、マイナンバー関連システムや地方公会計システムなどの自治体情報システムの構築、また公共施設の木材利用や森林整備の支援に約1億円が基準財政需要額に算入されているところであります。

今年度の普通交付税決定額は184億9,223万6,000円で、人口減少により約4億8,000万円、また合併算定がえ加算額の逓減による約8億2,000万円の減など、前年度と比較してマイナス3.9%の7億1,400万4,000円の減少となっております。

今後も、普通交付税の合併算定がえの逓減がますます大きくなることから、国の方針をしっかりと見きわめ、より一層、堅実な財政運営に努めてまいります。

次に、2、指定管理者制度についての（1）設置目的と今後の課題、管理運営の執行責任についてにお答えいたします。

指定管理施設における事業報告書の審査につきましては、毎年度、指定管理者から提出される事業報告書をもとに、施設を所管する部局内課長会議において審査されてお

ます。

審査の内容につきましては、事業計画書や仕様書に沿った管理運営状況と施設管理における収支状況などであり、その審査の結果については、所管部局より良好に管理されていると報告を受けております。

今後の課題といたしましては、集客や売り上げなど、経営能力が求められる施設では、指定期間は4年間を基本としていることから、人材育成や設備投資など、長期的運営計画を立てることが困難なことや、集会所などの地域に密着した施設では、利用者団体と協議を重ねても調整がつかず、適切な管理者が見つからないことなどが挙げられます。

今後も、指定管理者には、施設の設置目的に沿った円滑な事業運営がなされるよう指導監督してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2) ぱいんすば新山の管理運営についてにお答えいたします。

ぱいんすば新山は、平成24年4月から株式会社ぱいんすば新山が指定管理者として施設の管理運営をしておりますが、毎年度提出される事業報告書の審査においては、良好に管理されていると報告を受けております。

しかし、平成27年11月とことし4月に経理に関する疑義の情報提供がありましたので、平成27年12月とことし5月に行政改革推進課が実地調査を行い、それぞれ同月に文書により改善指示をいたしました。

会社からは、ことし1月と6月に改善報告書が提出され、6月には再度、行政改革推進課が実地調査において改善状況を確認しております。

また、現在は、新たな代表取締役が就任され、適正に管理運営がなされているものと認識しております。

なお、事故や不備事項については、会社の監査役から担当部局に相談があり、指定管理業務の範囲内において市が監督や指示できる項目については、その都度、会社に対して指導をしてまいりました。

今後においても、公の施設の設置者として指定管理者や利用者の意見を聞きながら、適正な施設管理となるよう指導してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(3) 主要施設への導入についてにお答えいたします。

指定管理者の選定手続きにつきましては、関係条例や指定管理者制度に関する指針に沿って、透明性や公平性を保つため、特別な事情がない限り、広報紙やホームページを活用した公募により行っており、今後も広く申請者を募ってまいります。

また、中央図書館につきましては、直営という方針を示しておりますが、国が今年度の普通交付税へ算入を掲げたトップランナー方式導入の平成29年度以降の項目に図書館運営が含まれていることから、今後、先進事例を参考としながら、管理運営方法を検討してまいります。

次に、3、国療跡地の医療廃棄物についてにお答えいたします。

御質問の医療廃棄物につきましては、8月31日、市道石ノ花環状線の道路工事現場において、瓶、缶などの一般廃棄物と医療廃棄物である注射針、アンプル及び点滴袋などの産業廃棄物の混合物として発見されたものであります。

これにより、市では、平成16年に旧本荘保健所からの命令を受けた旧東北厚生局の改善計画書に基づき、医療廃棄物処理を確実に実施することを国の事務を引き継いだ独立

行政法人国立病院機構に対し、強く求めてきたところであります。

処理工事は、11月18日より元請業者である今野興業株式会社が掘削、分別を、また収集、運搬、処理の作業は専門業者であるエス・ユー開発株式会社で、ともに平成16年当時の実績を有する業者が担当しております。

スケジュールといたしましては、今後の処理量の増減により変更の可能性はあるものの、現時点ではおおむね1月下旬から2月中旬の完了と見込んでおります。

また、御質問のうち医療廃棄物の総量につきましては、現在、作業を実施中であり、確定しておりませんが、産業廃棄物の中でも医療廃棄物は特別管理産業廃棄物に位置づけられており、その処理は専門業者が法律に基づき、最も厳しい基準により適正処理することとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、小型家電リサイクル法の啓発と回収方法についてにお答えいたします。

御質問の平成25年4月から始まった、いわゆる小型家電リサイクル法は、使用済み家電の不法投棄や不適正処理による環境汚染の防止のため、その再資源化を促進するために制定されたものであります。

回収方法は各自治体に一任されておりますが、本市では、小型家電を燃えないごみとしてごみ集積所から収集し、清掃事業所において拾い上げを行うピックアップ回収の手法をとっており、平成26年度は約45トン、平成27年度は約43トンの回収量となっております。

この手法は、市民の皆様にとって排出の利便性が得られること、高い回収率が可能となることの両面において、資源の有効利用、環境汚染の防止に大きく資するものと考えております。

また、このほかに市内の家電販売店では、購入先の不明な小型家電等の回収は有償の扱いとなっております。

市といたしましては、今後ともリデュース、リユース、リサイクルのこれら3Rの基本原則のもと、その啓発を図り、市民の皆様の御協力をいただくとともに、事業者との連携を進めながら、循環型社会形成を目指して積極的に取り組んでまいります。

次に、5、公契約条例制定についてにお答えいたします。

公契約条例の制定状況については、県内では唯一、秋田市で平成26年度から施行しているほか、大仙市、仙北市が制定に向け検討中とのことであります。

ただ、現段階においては、制定時期、内容等については具体的なめどが立っていない状況であると同っております。

市では、いわゆる品確法による発注者の責務等を踏まえ、低入札価格調査制度やインフレスライド条項導入のほか、予定価格の適正な設定等、受注者の適正な利潤を確保する取り組みを進めてきたところであります。

また、下請業者や労働者に対する円滑な支払いを促進するための中間前払い金制度の導入などにより、一定の効果はあったものと考えております。

公契約条例制定により、公契約事業に従事する労働者の公正な労働基準を確立することが民間の労働条件の改善にもつながるといった意見がある一方で、賃金相場の上昇による地元企業への影響や、条例の適用範囲が公共事業に限られることによる労働者間の不平等が懸念されるというような否定的な意見もあり、まだ課題が多いと感じてお

ります。

実効性のある条例とするためには、民間同士の契約も含め、国、県などとも連携した全体的な取り組みが効果的であると考えておりますが、今後も現行制度での取り組みも含め、他自治体の動向を見きわめ、引き続き有効な制度を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君、再質問ありませんか。

○4番（今野英元君） 最初に、1番の普通交付税についてお伺いします。

重点課題対応というのは、今回が多分初めてだと思うんですけども、国で重点課題を示して、この課題に対してあなたの市ではどう対応するんですかと、こういうことなんです。非常に国の対応というのは、わかりやすいといえばわかりやすい、親切といえば親切ですけども、例えば情報システムの改善をせいということですが、自前のシステムを使わないで外部のシステムを利用せいということをして国のほうで言っていますけれども、この件に関して我が市では、どのように対応されるおつもりですか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 今野英元議員の再質問にお答えいたします。

重点課題対応分、これにつきまして自治体情報システムの構築という項目がございます。ただし、議員がおっしゃっているのは自治体クラウド化、いわゆる情報のクラウド化のことかと思えます。これは交付税の算定の中でのトップランナー方式の中に入っておりまして、先ほど市長が答弁した総額で1億円という普通交付税、高齢者支援と自治体情報システム、森林支援、これの中には入っておりません。ちなみに、高齢者支援で約2,800万円の支出をしております。自治体情報システムでは、いわゆるマイナンバー制度のシステム化などで4,200万円、森林支援で5,800万円、合計で1億2,800万円ほどの一般財源をつぎ込んでおりますので、これへの補填として普通交付税約1億円が充てられるというふうに御理解願いたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） ということは、今回はそのトップランナー方式ということで、外部データセンターを使ったクラウド化というものには、市では、それは次の段階であると、そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 自治体クラウド化につきましては、全国で今加入件数、それほどまだ伸びていないというのが現状でございます。やはり相当のコストがかかるということも事実でございます。このコストと交付税の算定、これを十分に検討した上でコストメリットがあれば、そちらのほうにという、まだコスト比較の検討中ということで御理解願いたいと思えます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） わかりました。

次、大項目2の指定管理者制度についての(1)設置目的と今後の課題、管理運営の執行責任についてお聞きします。

先ほどの市長の答弁では、市の審査について各指定管理者から出てきた書類等を課長会議等で審査しているということですが、前回の答弁では担当部局の審査が表面的で、具体的に審査の方法を改善する余地があるという答弁しているんですけども、今現在、そういう審査の方法等、改善する方法、必要性を感じているかどうかお聞きします。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。
- 総務部長（原田正雄君） 9月議会での質問でお答えいたしました。市の監査報告にも、この指定管理者の審査について形式的な部分が見受けられるという報告もございましたので、現在その辺、指定管理のあり方について、審査方法について見直しの作業中でございます。どの程度の見直しになるかというのは、今検討中でございますので、その見直しという気持ちはあるということをお理解願いたいと思います。

以上です。

- 議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。
- 4番（今野英元君） これ、そうなんですよね。見直しの検討をして、実際に見直しを図るとなったときに、やっぱりかなり、それに関して詳しい職員が必要なんです。市の職員、大体3年から5年で担当がえになる場合がありますので、そういった職員をきちんと育成していくことが必要だと思っています。
- 常態に、そういった審査の見方というのがきちんとマニュアル化されて、誰が見ても公正に行われているかどうかという、そういう視点が必要だと思うんですね。それが今の我が由利本荘市の中で若干欠けているとは思いませんか。指定管理者制度が行われてほぼ10年たちましたけれども、職員に対してのそういう教育というのが若干おこなわれていると思うんですけども、どうですか。今後見直しに当たって、その点必要ないですか。
- 議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。
- 総務部長（原田正雄君） 審査方法の見直しにつきましては、その点も含めまして、今見直ししてまいりますので、御理解をお願いします。
- 議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。
- 4番（今野英元君） ぜひとも見直し、具体的に行ってほしいと思います。

次に、2、指定管理者制度についての(2)ぱいんすば新山の管理運営についてお聞きします。

ぱいんすば新山のこの問題点というのを私さっき6点か7点挙げましたけれども、これは実地調査に入る前の問題点ですね。この実地調査に入る前の問題点、これ6点ぐらい挙げましたけれども、例えば、平成24年5月ですから、これはぱいんすば新山の指定管理者制度が導入されて1カ月後なんですけれども、1カ月後にマイクロバスの整備不良やエンジン焼きつけ事故が起きて、いろいろ問題になりましたけれども、この点に関して当局のほうで把握したのはいつですか。これ、市長のほうまで内容は上がっているでしょうか。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 商工観光部長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 真坂商工観光部長。
- 商工観光部長（真坂誠一君） ただいまの今野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

6点ほどの問題ということで、先ほど質問ありましたけれども、この内容につきまして、私、現体制でわかったのは今年の5月の段階で、この関係につきまして監査委員のほうから報告をいただきまして、わかったということでございます。

市長までということでございますけれども、そのことにつきましては、まだ会社内部の課題といいますか、問題というような取り扱いとして我々のほうでは判断しておりますので、市長のほうには報告しておりません。会社のほうにその旨指示なり、指導なりをしたということでございますので、御理解お願いしたいと思います。

- 議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。
- 4番（今野英元君） 今マイクロバスのこの整備不良に関して、今年の5月に知ったと。会社内部の問題だという、その捉え方ですけども、指定管理を行っている会社の内部問題なんではなかね。市が設置者として株式会社ぱいんすば新山に管理をお願いして、そこで起こった問題点が、それはその会社の内部問題であって——市がそれを把握する、そして問題点を指摘して市長に上げてやるというのが本当は必要なんじゃないんですか。これ、内部問題として処理していい問題だったんですか。

- 議長（鈴木和夫君） 真坂商工観光部長。
- 商工観光部長（真坂誠一君） ただいまの再質問に対してお答えいたしたいと思います。

内部問題ということですが、会社の規定の問題とか、いろいろな課題の部分の報告を受けたというふうな解釈をしております。

経営の方針に対するものにつきましては、やはり自主運営を基本にしておりますので、そこら辺についての指導なりということにつきましては、我々のほうの立場ではないということでございます。またいろいろ今6点ほど挙げられておりますけれども、そこら辺の大部分につきましては、会社の規定なり、そういう運営の中で解決できる問題じゃないかということと理解して、そういうふうな対応をとったということでございますので、お願いしたいと思います。

- 議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。
- 4番（今野英元君） 実地調査に入る前までの問題点がこれ全部会社の内部問題であって、市としてきちんと把握しなくてもいいことではないですけども、内部問題として処理するという点に関しては、本当に内部問題で処理してよろしいんですか。指定管理者制度、平成24年4月から始まって、実地調査入るまでいろいろな問題点が起きているんですね。実地調査に入るといふ布石が5点、6点あるんですよ。だから、会社としてやっぱり非常に不備があった。そこに管理を任せておくだけの、そういう資質があったかどうかまでやっぱり疑われると思うんですね。市の担当部局が何の疑問点も持たないというのは、私にはちょっと理解できないんですね。何の疑問点も持たなくて、これは株式会社ぱいんすば新山の内部の問題だという捉え方というのは、ちょっと指定管理者制度を導入するに当たっては、とても私には納得できないんですけども、もう一度

答弁をお願いします。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 阿部副市長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。
- 副市長（阿部太津夫君） 今野議員の再質問にお答えしたいと思います。

経営にかかわる指定管理につきましては、いろいろな施設でやっておりますけれども、このたびのばいんすば新山につきましても、例えばマイクロバスを購入をしてお客をどんどん誘客するという、この手法等につきましては、会社独自の経営手法でございます。私どもが指定管理を出しているものについては、バスといったような手段については、例えばここも含めて天鷲村にしても、多分、湯楽里もだと思っておりますけれども、それぞれ会社での経営というものを考慮した中で独自に進めているところでございます。いかにうまく経営を安定させるか、それぞれ独自の手法を考えているところでございますので、今回のこのマイクロバスの整備不良による焼きつけというものが、果たしてお客様へのサービスについてどういった形で御迷惑をおかけしたかということまでは、知ったのが去年でございますので、なかなか詳細については、把握することができませんけれども、それぞれのその指定管理者のところで、会社独自でいろいろな経営手法を研究して安定的な運営のために頑張っているところであります。まして会社のところには、それぞれの監査役というものがございます。今回の私どもへの通報についても、監査役のほうから私、総務部長やっていたときの昨年12月に受けておりますし、やはり会社は会社で、それから指定管理者としての業務の範囲内で指摘できること、指導できること、これがあるかと思えます。先ほど市長が答えておりますけれども、その範囲内で対応させていただいておりますが、ただ、今後見直しできるものについては対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。
- 4番（今野英元君） 私、最初、この（2）のばいんすば新山の管理運営について質問をする際に、もしこれ市の直営で運営していて、こういう問題起きたらどう対応しますかということを行いましたけれども、今の阿部副市長の話を聞いていると、これはばいんすば新山が管理運営しているから、運営会社のそういう経営姿勢だということをもっと言われましてけれども、じゃ、次の点聞きます。

平成25年6月から平成26年2月にかけて会社経費で、私有車、個人の車にガソリンの給油を行っていたという問題があります。これもやっぱりあれですか、会社の経営の一つであって、何もこれは問題ないと。会社自体の問題であって、市が指定管理を行わせている、市には全く問題はないという捉え方でよろしいんですか。

- 議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。
- 副市長（阿部太津夫君） ただいまの再質問にお答えいたします。

私どもには公用車という、まず公の車があるわけでございますけれども、会社の中で社有車がどういうふうな位置づけになっているのか。それから、私どもも公用車が足りない場合には自分の車を使ってございます。その中のきちとした決まりを定めておりますけれども、これもやはり会社の中できちっと制度をつくりながら対応しなければいけないことだというふうに思っております。その中にもやはり会社としての一つの監

査役であり、取締役会というものが存在するわけでありますので、それについて自浄と
いいますか、浄化作用がなければいけないというふうに思っておりますので、その会社
の中で対応していただきたいというふうに思います。それからこれまで何度かにわたる
実地調査の中で私どもが言えることについては指導してきておりますので、何とかその
辺については御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 会社で自浄能力があればという今話しでしたけれども、普通の会
社組織であれば、やっぱりこれをやってはいけないという一定程度の、社会的な認識と
いうのはあるんですね。ところが、このばいんすば新山に限っては、特殊な会社であり
まして、株主から石脇地区の人たちに会社の役員になってもらっているという、そうい
う指定管理の会社なんです。ですから、自分たちの経営感覚が試されているんですけ
れども、指摘されているのを見ますと、これで果たして指定管理がきちんと行われてい
るかどうかというのは非常に疑問に思う点があるんですね。

例えば、平成26年4月から9月の6カ月間にかけて会社の食堂部門の売上げがほと
んど同じ金額なんですね。これは明らかに作為的に数字を並べたとしか思えないような
数字です。前年度はきちんと、例えば6カ月間、売上げって増減あるんですね。それ
がきちんと、なるほどなと納得できるような数字並んでいますけれども、この平成26年
4月から9月にかけての6カ月間は、数字がほとんど一定なんです。だから、明らか
に作為的に数字をつくったとしか思えないような経理のされ方しています。こういう経
理がまかり通るといえるのは、多分日計表をきちんと監査をする人がいない。それから、
月例の売上げを監査する、経理部門がないと思うんですね。ですから、こういう数字
の操作ができると思うんですけれども、これもあれですか、会社の経営の一端だと思っ
て、それでいいですか。そういうことが許されますか。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） 今後いろいろな指導方法を考えてまいりますけれども、今、
今野さんが挙げられている事例につきましては、平成24年から26年度までの関係の事例
でございます。指定管理は、たしかばいんすばにつきましては、今年度から新しく仕切
り直しをされたというふうに聞いています。

それから、これまでのたび重なる実地調査、それから会社の中でも取締役会の中での
問題として提起されておるようですし、先ほど市長が答えましたとおりに、代表取締役
もかわってございますので、今御指摘を受けたことを踏まえながらきちっと対応してま
いりますので、今後はばいんすば新山が正常に、今野さんが指摘されるような形での経
営がされるように指導監督してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） これ、9月議会でも質問して、議論がかみ合わなかった点あつた
んですけれども、ペーパーなり、それから数字で上がってきて、その経営状態がどう
だかという監査の見方であると思うんですけれども、業務内容がどのように行われて
いるのかという、その実態ですね。実態を監査するのというのは、現場に入ってみるか、
人の話を聞くか、いろいろな見方があると思うんです。市に来た監査上のそういう報
告書だけで、やっぱり判断できない部面があるんですね。そういうところの目が非常に

弱いのではないかと思うんですよ。ある意味、弱いというか大らかな面もあるんですね、市の見方として。年間2,800万円の指定管理料を出していて、やっぱり今までこういった問題事例が起きてきて、それが会社の経営の一つのやり方だということで済む問題ではないと思うんですけれども、もう一回その点お聞かせください。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） 指定管理者として指定管理料が適正なのかどうかということも、その積算も含めてきちっと対応していくことと、それから私どもが指導管理できる場所、それから会社として法令を遵守すること、これをきちっと対応してまいりたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 平成27年12月の実地調査と半年後の実地調査、それはやっぱり遅かったんじゃないんですか。事前にこういうことはあるとわかっている、それは会社の経営方針だからということでは、ちょっと違うと思うんですね、私は。この2回の実地調査というのは、ある投書なりによって市がやったと言っていますけれども、実地調査に入るのが非常におくれたということは、市のほうで感じませんか。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） 先ほども申しましたけれども、昨年度まで総務部長をやっておりました。昨年12月、実地調査を指示したのは私でございます。それは行政改革推進課のところで指定管理という業務を所管している立場で、それについてはきちっと対応しなければいけないということでやったこととございます。それで、改善の指示をしたりということとあります。あと今後につきましては、その考え方をきちっと持ちながら、これまで今野さんが御指摘されているようなことにつきまして、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞きします。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 次、（3）の主要施設への導入についてお伺いします。

最初に、中央図書館については、直営でなくて、指定管理も考えたいということをお先ほど答弁で聞きましたけれども、今図書館に関しての指定管理のあり方というのが、T S U T A Y Aの九州での指定管理から、非常に指定管理のあり方がある意味問題になっていて、自前で図書館を運営するということも出てきています。公共性があるから市で直営でやらなければいけないというのは、これは佐々田教育長が前答弁した内容だと思っておりますけれども、市のほうでは、やっぱり中央図書館を指定管理にやっていく方向で検討するんですよね。そこお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 再質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁されましたとおり、以前直営をしていくというような教育長からの答弁もございましたが、それ以降、やっぱり国のほうでトップランナー方式、いわゆるアウトソーシングのあり方について、その中に図書館運営も入ってきたということから、管理運営方法について指定管理ありきではなく、いろいろな方面で検討している

と、このトップランナー方式に対応するための検討をしているということで御理解願いたいと思います。指定管理も含めた管理運営のあり方について検討していくということでございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 図書館の運営なり、それから図書館の蔵書の内容なりを見ますと、やっぱりその市の文化行政がどういった方向で行われているかというのはある程度というか、若干わかるんですね。何に力を入れてこの図書館は運営されているのか、何の蔵書に力を入れているのかと、やっぱりそういう内容を見て、その市の文化行政の一端が見えてくると、こういうことだと思います。

ですから、指定管理者制度のやっぱり欠点というのは、民間の会社がそういう公共的な図書館に入ってきて、ある意味、先ほど阿部副市長が言った会社経営の論理でものを行っていったときに、本当に市民にとっての図書館となり得るのかどうかというところまで問題点が行くんですね。ですから、そういう意味では、非常に図書館も公共施設だから、トップランナー方式、今度とるんだから、導入したほうがいいんじゃないかというのは非常に安易な考え方だと思っています。私は、そういう意味では、中央図書館に関して、非常にやっぱり慎重に取り組んでいただきたいと思います。これ、どれくらいの期間をかけて検討するんですか。指定管理なりを導入するとすれば、どれくらいの期間というのは考えていますか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 先ほど市長が答弁したとおり、平成29年度以降の項目に図書館運営、これもトップランナー方式導入に上がっております。ということで、時期については、まだ確定しておりませんが、早急に今検討をしているということで明確な、いつまでということはまだ考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） もう一つは、国の指定管理者制度に関する通知に関して質問したいと思います。

通知というのは、これは法的な拘束力はないとはいいますがけれども、由利本荘市も、ぱいんすば新山に実地調査を行った後の指導の文書は、最後に通知という括弧つきの通知で出しているんですよ。国の通知をどう捉えるかということですね。国の通知で、先ほど私言いましたように、指定管理者制度を行って、1カ月後に第1回目の通知出しているんですね。中身見てみますと、指定管理者選定委員会を非常にやっぱり重く見ている、指定管理者選定委員会をきちんと機能させろということですね。

もう一つは、指定管理者制度を導入するに当たって、複数の業者から選定しろということですよ。複数というのは、例えば由利本荘市みたいに業者の数が限られていて、いないときにはもうそこに落とすしかないというような指定管理のあり方ってあるんですね。ですから、国の通知からいくと複数業者を選定委員会で選定して、そこで決定しろという言い方ですけども、これ国の通知というのを市のほうではどうやって見ていますか。これをある程度というか、遵守する必要はあると思うんですけども、どうでしょうか。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 小野副市長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 小野副市長。
- 副市長（小野一彦君） この通知につきまして、再質問にお答え申し上げます。

地方自治法244条の2の規定は、公の施設の管理運営、設置について定めておる法律の条項でございますけれども、御質問にありましたけれども、公の施設はやはりその施設を市民の方が平等に直接使用することで、福祉及び利益の向上、活性化、いろいろな元気になっていくと、そういうそれぞれの目的がございます。この244条の規定に基づきまして、指定管理の方法につきましては、条例で定めることといたしております。由利本荘市におきましては、由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例ということで、この法律に基づいた条例が制定されております。

そして、この条例に基づきまして、先ほど今野議員がおっしゃいましたように、原則としては2条の規定で複数の事業者さんに公募という形でやっていただくと。一方で、特別な理由がある場合は、市長等が指定をさせていただいて、指定管理をしていくことができる、そういう5条の規定がございます。この趣旨は公の施設、例えば石脇のばいんすば新山のように、地元のコミュニティー機能も活性化させる、そして一般の市民も平等利用しながら、そこでにぎわいを持たせる、そして健康になっていくと、そういう大きな公の施設の目的がございますので、その観点からいたしますと、地元のいろいろな業種の方々が出資されて、この施設で石脇から由利本荘全体を元気にしていこうと、そういう組織のほうやはりこの公の施設の管理運営としては円滑に、人と人との集まりですので、できるのではないかとというふうな観点から、例外的な規定に合致するというので、合理的な理由を見出して指定されたものでございます。

なお、この国の通知でございますけれども、これに関しましては、複数の事業者から応募させることが望ましいと、あるいは努めると、そういう努力義務規定でございますので、法律の244条の2に規定に照らしてみても、特に実際の由利本荘市の条例が抵触するものではないと考えております。

以上でございます。

- 議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。
- 4番（今野英元君） 今、ばいんすば新山の例を出しまして、地域的なそういうコミュニティーの核となるようなばいんすば新山の運営ということは、まさにそのとおりであります。

ただ、今後予定されている、例えばアリーナなりは非常に規模が大きいし、多分県内とかでアリーナを指定管理するだけの会社なりが、県内じゃなくて、東北でもあるのかどうかと私はちょっと見当つきません。ですから、非常にやっぱりそういう意味では、指定管理料も多分金額的には多くなるでしょうし、国の通知は、法的には拘束力はないですけれども、やっぱり実際に運用されるときに国の通知がどういうものであったかというのは、最低限頭に入れておく必要があると思っております。

そういう意味では、拘束力やっぱりあるんですね。指定管理で問題が起きたときに国の通知を法的根拠として採用する場面があるんですね。ですから、そういう意味では、市の条例で規定しているから、国の通知は国の通知という捉え方よりもう一步進んで、

国の通知をやっぱり遵守するという基本姿勢はやっぱり非常に大切であるし、今後主要な施設に指定管理者制度を導入する場合の最も基本的な考え方の一つにしなければいけないと思いますけれども、もう一度副市長の見解をお願いします。

○議長（鈴木和夫君） 小野副市長。

○副市長（小野一彦君） おっしゃるとおりだと思います。

先ほどの例も、法律の趣旨に沿った具体的なその適用の例として挙げさせていただいた例でございますけれども、今後のアリーナ初め、いろいろな公の施設の指定管理につきましても、先ほど市長答弁ありましたけれども、関係条例、それから国の指定管理者制度に関する指針とか、そういうものに基づきまして、最も適する事業者を選定すると、そういうルールに従ってやっていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 大項目4の小型家電リサイクル法の啓発と回収方法についてお聞きします。

小型家電のこの回収というのは、私も初めて知ったんですけれども、100品目以上あるんですね。普通の家電でいけば、テレビとかエアコンとか冷蔵庫、洗濯機で4つしかないんですけれども、小型家電の対象品目が100品目あって、由利本荘市の場合は不燃ごみに入れるということなんですけれども、これももう少し市民に対してわかりやすい啓発の仕方であると思うんですけれども、市のほうではそこをどう考えていますか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市民生活部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 村上市民生活部長。

○市民生活部長（村上祐一君） ただいまの再質問にお答えいたします。

小型家電の廃棄の方法につきましては、パンフレットの中にお示ししているところがありますけれども、燃えないごみとして回収し、その中からピックアップ方式によって回収しているということでもありますけれども、その手法の不足分につきましては、今後市民への啓発について、さらに検討して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 大館市が結構進んでいるというのは、小坂鉦山とか周りであって、そういった地域性もあると思うんですけれども、私たちの市の中で、やっぱり回収ボックスなり、そういう場所の設定をふやすとか、そういった具体的な回収方法については検討していないのでしょうか、お聞きします。

○議長（鈴木和夫君） 村上市民生活部長。

○市民生活部長（村上祐一君） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

現在、回収しております方法、身近なごみステーションへの排出ということで、最もその利便性が高いものと考えておるところでありますけれども、今後市内の家電量販店などと協議をしながら、よりよい方法があれば検討させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） わかりました。よく検討してください。

最後に、大項目5、公契約条例制定についてですけれども、これは労働法なり労働契約法なり最低賃金制の問題なり、それから国との関係の問題とあるんですけれども、今回も大体予想したとおりの答弁をいただきました。それで、必要なのは、我が由利本荘市で、条例としてつくる場合に、やっぱり当局でこういう検討するセクションが必要だと思うんですね。この公契約条例を検討するようなセクションなり部署なり、そういうチームは今現在ありますか、お聞きします。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 今現在は、契約検査課で担当しております。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 法的な問題が絡んできて、法務行政の一環なんですね。契約検査課だけでこれが対応できるものなのか、しかもやっぱり検討する内容としては、由利本荘市に合った公契約条例ということになるんです。地域性を加味しながら、国の法律、それから労働法なりの検討ということになりますと、やっぱり法務的なセクションがどうしても必要だと思うんです。でなければ、これ幾ら検討しますとは言っても前へ進んでいかないと思うんです。多分、由利本荘市の旧本荘市時代から検討しますとは何回も言ってきていますけれども、一步も進んでいないというのは、やっぱりそういった法務的な政策を検討する場所がないというのが一番の欠点じゃないんでしょうか。それをつくらない限り、これ前へ進んでいかないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 今現在は契約検査課を中心に公契約条例について、その必要性から条例がいいのか要綱がいいのかとか、全国の事例を見ながら今研究している段階でございます。ということで、先ほど答弁申し上げましたとおり、法的な問題がいろいろありまして、あと労働契約、労働基準法、それぞれありまして、全国で1,700以上ある自治体の中で一番新しい情報として、条例を制定しているのが27自治体にとどまっております。秋田県においては秋田市だけと。仙北市と大仙市に制定の動きがあるといいながらも、まだスケジュールは定まっていないという答弁をさせていただきました。やはりそれなりに相当難しいハードルなり、法的な制約を加味しながら、由利本荘市に合ったものということで、それを補完するものとして低入札制度とか総合評価方式とか、ダンピングに至らないような、利潤をちゃんと受注者が持てるような発注方式も行っておりますので、その辺もあわせながら研究していることで御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 何のために研究するかですよね。法務的なことで一番進んだのは、これは企業ですね。企業が海外に進出するときに、自分の工場なりを海外でつくるときに、そして海外で従業員、労働者を雇うときに、やっぱりその国に合った労働法制の中を理解しないと海外進出、企業できなかつたんですね。ですから、企業は法務的なもの

を自前の、会社の中でその国の労働法制なりを全部勉強して、それで海外進出を果たしたんですね。一々、例えばフィリピンに進出するとき、フィリピンの弁護士を雇ってというのは、もう非常に手間のかかることなんです。自前でどうやって海外進出する手段をつくっていくかと、これがやっぱり労働法務の最低限だったんですね。

ですから、本市も公契約条例の必要性を研究するのはいいですよ。どうやって研究するか、実現のためには何が必要かということをやっぴりチームつくらない限りだめだと思います。法務的なチームつくって、公契約条例を実現させるためにはどうやってやったらいいかというのは、やっぱり原田総務部長が総務部長でいるときに、あなただったらできると思います。どうぞ原田チームをつくって、公契約条例制定のために頑張ってもらいたいと思います。決意をお聞きします。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） チームという形になるのか、市役所各関係部署が連携して、これを研究してまいりたいというふうに考えております。やっぱり契約検査課だけの問題ではないという認識はしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

【「終わります」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 以上で、4番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間、11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

23番佐々木慶治君の発言を許します。23番佐々木慶治君。

【23番（佐々木慶治君）登壇】

○23番（佐々木慶治君） 会派市民創風の佐々木慶治でございます。

鈴木議長より発言のお許しをいただきましたので、大綱9点につきまして質問をさせていただきます。

最初の質問であります。

来春は県知事選初め、12市町で首長の選挙が実施されます。秋田市や本市など、4月に任期満了を迎える9市町の選挙管理委員会は、市町長選挙を知事選挙と同日の4月9日の投開票に決定したとの報道がございました。告示は4月2日となっております。本市では市長選について、これまで正式に出馬を表明された方がおられないことから何うものであります。

大項目1、4年間を振り返っての所感と3期目の市長選挙出馬の考えについてであります。

長谷部市長は、平成21年4月に由利本荘市長に就任されました。全地域の均衡ある発展を目標に掲げるとともに、行動する市長を目指すとして各地域に出向き、市民と語る機会を多く設けるなど、現場第一主義を実践してこられました。昨年3月には、平成27年度から36年度までの10年間を計画期間とする由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」

を策定し、新たなまちづくりがスタートしております。

策定と前後して学校の統廃合による校舎の建設を初め、老朽化に伴う消防庁舎や消防分署、そして総合支所の改築など、市民の安全の確保や環境の整備を図るとともに、移住、定住の促進や特産品の県外売り込みなど、ハード、ソフトにわたって積極的に取り組まれ、本市は着実な歩みを見ております。

また、就任直後より構想を練ってこられました国療跡地の活用に本格的に乗り出され、大規模災害発生時には避難所として利用できるなど、多くの機能を持たせたアリーナの建設を市民の皆さんや市議会と合意のもとに進められ、工事に着手しております。交流人口が増加することによるにぎわいと市の活性化や経済効果など、さまざまな波及効果が期待されております。

市長就任後のこうした精力的な取り組みや施策の展開は、常に将来を見据え、時宜にかなったものであり、こうした実績から見る行政手腕は高く評価されてしかるべきだと感じております。任期も残すところ4カ月余りとなりましたが、市長は2期目の4年間を振り返って、どのような御所感をお持ちか伺います。

また、現在、市では防災公園整備事業や民俗芸能伝承館の建設、そして建造物として価値が評価されております旧鮎川小学校を活用した（仮称）おもちゃ美術館整備事業など、本市の発展に大きくつながるであろう事業が今後本格的に始動いたします。これらを育てていかなければならないわけではありますが、3期目に向けた市長選挙への出馬のお考えについて伺いをいたします。

また、3選を目指されるとのお考えならば、3期目に対する熱い思いをお聞かせいただきたく存じます。

大項目2、農業政策についてであります。

農業は、今大きな転換期を迎えようとしておりますことから、次の3点について質問をいたします。

(1) 農地中間管理事業の利用状況と機構集積協力金について伺います。

担い手への農地集積を図るため、平成26年度より開始した農地中間管理事業で、政府は担い手への集積割合を平成35年までに8割とする目標を掲げましたが、平成27年の単年度を見ても、年間目標の2割にも達していないのが現状としております。

その要因としまして、農地所有者の事業に対する認知度の低さや、出し手農家は受け手の顔が見えない管理機構へ貸し出すことへの不安や抵抗感があるためとの見方があります。また、受け手側の中にも契約期間が10年間と長いことから、満了まで継続できるかという不安や、TPPなど先の見えない農業政策に規模拡大に踏み切れないとする担い手も多いようであります。本市でもJAと連携しながら、JAの座談会など、さまざまな機会を捉え、農家に対して事業内容を説明するとともに、推進に努められており、成果を上げているものと思います。

利用状況の質問といたしまして、本市で平成26年の開始から今年の11月まで農地バンクを利用して貸し借りが成立した面積はどのくらいか、また受け手が見つからなく、マッチングができていない面積はどのくらいあるのか、そしてその要因をどのように分析されているのか、またこの事業の今後の進め方についても伺いたいと思います。

また、この事業では、集積を加速させるために、地域に対する支援として地域集積協

力金や、個々の農家に対する支援として経営転換協力金と耕作者集積協力金など交付しておりますが、当初は全ての集積農地を対象としておりましたが、新規農地に限定されたことや個人への協力金も減額となるなど、大きな変更があり、事業の開始当初から後退しているように感じております。この協力金の交付金額や交付要件がどのように変更となったのか、その内容について伺います。

大項目2の(2)中山間対策こそ取り組むべき喫緊の課題ではという視点からの質問であります。

中山間対策については、これまで同僚議員からもたびたび質問が出されておりますが、そのぐらい本市の農業にとっては重要な問題と認識しております。

担い手への農地の集積については、さきに申し上げましたように、平野部では農地バンクが一定の役割を果たし、効果を上げているものの、耕作条件が不利な農地、いわゆる生産費が高くかかるが、収量が少ない、日本の耕地面積の4割を占めていると言われておりますが、そのような中山間部の農地は受け手が少なく、貸し借りが成立していない農地も多いと言われております。

県の農業公社では、本県農地バンクが2015年度に貸し出した農地3,679ヘクタールのうち、中山間地の農地は967ヘクタールの26%にとどまっていると聞きます。

現在、中山間地域を対象とした支援対策として中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金などがありますが、米づくり農家が米価の下落時の補填財源として最も頼りにしていた米の直接支払も半減しております。そして、2018年には廃止されることが決定しております。中山間地域での経営は、さらに厳しいものとなることから、そしてまた従事者が高齢化している状況の中で、農地バンクに登録しても借り手が見つからないと耕作放棄地となりかねません。

県内には、JAが有限会社として子会社を設立し、日当たりや排水面で劣っていたり、10アールにも満たない小区画農地など、受け手が見つからない農地を農地バンクを通して借り受けており、耕作放棄地が出るのを防ぐことを重視しながら経営をしているといえます。県内には、5つのJA出資型農業生産法人があって、その中の2つの法人が条件不利地を積極的に受け入れしており、県も支援に乗り出し、農地の賃料や雇用に係る経費などの半額を助成するとしております。

こうした先進的な取り組み事例なども参考にしながら検討を重ね、中山間対策の充実を図ることこそが今求められる喫緊の課題なのではないでしょうか。国へ働きかけるとともに、市独自の中山間対策を構築すべきと思いますが、中山間地の多い本市農業が置かれている現状をどのように捉え、どう導かれるのか、御所見をお伺いいたします。

(3)生産調整の見直しについて伺います。

この質問につきましては、質問の通告直後に国の方針が出されておりますが、通告どおりの内容で質問させていただきます。

2018年度からは、これまで国が実施してきた主食用米の生産数量目標の配分を取りやめ、生産者や集荷団体などが自主的に米の需要に応じた生産に取り組む方式に変更になることが決定しております。中には生産調整が廃止され、つくる自由、売る自由が認められるとの思い違いをしている生産者もいるとの指摘もあります。

昭和45年に導入された減反政策は、少しずつ作付の制限を拡大しながら半世紀近く続

いてきました。生産調整の長い歴史の中で、昨年初めて目標が達成されましたが、その要因の一つといたしまして、飼料用米の作付助成が大幅に充実したことが挙げられております。目標の達成により米価に若干ではありますが、持ち直しの兆しがあらわれております。これは生産量の調整に国や自治体の大きなかかわりがあったからこそ改善方向に進んできたものと理解するところであります。

現在の経営形態としましては、国は大規模化や組織化を推進しており、農業生産法人は増加しております。法人は当然のことながら販路を開拓し、独自販売を目指すでしょうし、主食用米の作付を拡大することが考えられます。数量配分を集荷団体が主体となって進めていく上で、そうした組織が足並みをそろえて協力してくれるのか、大変憂慮しているところでございます。

また、財務省が飼料米の助成について、金額がかさんでいることや輸出の足かせになるとして、生産効率を高める農家に重点化するよう求めるなど、難色を示していることも不安材料となっております。

中山間地域で家族労働中心の農家も、意欲を持って営農していくには、米価の安定こそが絶対条件であることから、国が生産数量の配分に何らかの形でというよりも、深くかかわることが不可欠と考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたく思います。

大項目3、ナラ枯れ対策について伺います。

ナラ枯れ被害は、2006年にかほ市で県内で初めて確認されて以降、今年初めて見つけた4市町を含めると15市町村に拡大しているとのこととあります。

県の調査では、県全体で4万6,600本のうち湯沢市が最大で、前年度の約2.1倍の2万5,800本、そして本市が6,700本と続いております。日沿道から見る岩城地域、鳥海地域の法体の滝へ向かう途中の山々の被害が際立っているように感じております。

被害木の増加は、昨年夏の高温により病原菌のナラ菌を媒介するカシノナガキクイムシの活動が活発化したことや、少雨により抵抗力の弱まった木が被害を受けたとのこととありますが、薬剤を樹幹注入する予防や被害木の処理などには多くの費用が発生することから、こうした対応には限りがあると言われております。

ナラは広葉樹の代表格として、その用途も広く、キノコ類のほだ木や床材としても利用されております。ナラ林を守るための対策についてお伺いをいたすものであります。

次に、大項目4、市民や各種団体からの要望について伺います。

市は、昨年3月に新たなまちづくりの実現に向けた由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」を策定いたしました。前期5年間の実施計画も別途策定しており、その計画にのっとり市政が運営されております。私は役目柄、市民の皆さんからさまざまな相談をかけられたり、あるいは懇談をする、そういった機会が多いわけではありますが、町内会の会長さんなどから市に対して何々の要望を継続して行っているけれども、なかなか対応していただけないといった声が聞かれます。

町内会、自治会から出されている要望のほとんどは、日常生活の中で不安や危険を感じたり、環境改善や地域の活性化につながることなど、生活に密着した課題への要望と捉えております。

市の全体事業の中で、比較的大きい事業は、補助事業の活用や起債などを充て進められますが、例えばインフラの維持補修などは補助対象にならないことから、一般財源で

対応しなければなりません。こうした要望が各町内会から出されており、積み上げると相当の件数に上るものと推測されます。こうした要望に対し、早期の実現が求められるも、財源に限りがあることは承知しております。全部をテーブルにのせ、後期計画に組み込めるものや代替できる事業、あるいはまた市民の皆さんにお願いできるものなどに仕分けしながら緊急性など判断し、進めていかないと、多くの時間を要するのではと心配するところでもあります。早期に要望者に対応策を伝え、御理解をいただく努力をすることも重要と思います。

こうした数多く寄せられていると思われる市民や各種団体からの要望にどのように早期に応えていかれるのかお伺いをするものであります。

大項目 5、廃校舎の利活用の進展状況はについて伺います。

昨年12月の定例会で、空き校舎の利活用について質問いたしました際の答弁では、検討委員会を設置し、検討していくとのことでありましたので、検討が重ねられてきたものと思います。

住民の中には、一つの案としてではありますが、旧上川大内小学校は山々に囲まれ、眼下には農山村風景が広がっております。そして、近くを流れる代内川という清流には、ヤマメやイワナの姿も見られることから、こうした自然環境に恵まれた特色を生かし、児童や生徒を対象にした宿泊も可能な体験型の施設を望む声が多く寄せられております。体育館やグラウンドも備わっておりますことから、宿泊ができるとなれば学童クラブや中学生の運動部の合宿施設としても利用できるでしょう。

また、近隣の集落には果菜類やキノコ、花を栽培している農家も多くおります。農業学習や体験もできるものと思います。そのようなさまざまな形に利用できる施設に生まれ変わらせていただくことが望まれておりますが、実現に向けては、クリアしなければならない多くの課題があることも理解はしております。現在、各地域の廃校舎はどのように活用されているのか、まずお伺いしたいと思います。

また、大内地域の2校について、検討委員会ではこういった活用が提案され、検討されているのか、そして案を絞り込む時期はいつごろを目指して進められているのか、進展状況についてお伺いをいたします。

大項目 6、宅地分譲事業について伺います。

合併前、それぞれの町は人口減少対策の一環として、町内への定住促進のため宅地を造成し、分譲してまいりました。分譲宅地の購入希望者には、その要件として家族構成や住宅を建設しなければならない期間、また転売の禁止など、守るべき要項を定め、販売してきたものと思います。未販売の宅地は市が引き継ぎ、現在も販売は継続されておりますが、各地域を合わせるとかなりの区画数になると伺っております。

土地価格も下落の一途をたどってきている昨今、造成当時の価格が継続されているとは考えませんが、市有財産の有効活用や当初の目的の達成といった視点からも、要件の緩和や新たな価格の設定などで販売の促進を図っていくべきではと考えております。

現在、販売できる地域別の区画数と1平方メートル当たりの平均単価はどのくらいになっているのでしょうか。また、全区画完売に向けた取り組みや価格を下げて販売する考えについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

大項目 7、大河ドラマ「真田丸」効果をどのように持続させていくかについて質問を

いたします。

NHK大河ドラマ「真田丸」の放送も48回を数え、いよいよ完結編を迎えております。市では「真田丸」の放送を機として本市への誘客につなげようと、東北を中心としたゆかりの地と連携しながら県内外で数々のイベントを開催し、PRに努めてまいりました。関係者の皆様の御苦勞に敬意を表する一人でございます。

先月であります、岩城地域の歴史案内人であります佐々木裕三さんのお話を聞かせていただく機会がございました。亀田藩の歴史を事細かに語ってくださり、大変わかりやすく、そして興味深く伺ってきたところであります。そのお話の中で、佐々木さんやグループの皆さんがガイドをしたお客さんの人数が「真田丸」の放送とPRによって大きく伸びており、平成26年に387人だったのが平成27年には995人、そして放送が始まった今年の10月末では1,865人となって、昨年の2倍に迫るお客さんにおいでいただいたと、うれしく、喜ばしいお話でありました。市を挙げての取り組みが奏功したものであります、しかしこれからが重要だと思えます。

こうした一大機に築いた「真田丸」にあやかる「亀田丸」人気を一過性のものとしないうで、難攻不落の人気に育て上げていかなければならないわけであります。この盛り上がりを持続させ、さらに拡大させていくことこそが真の取り組みの成果と言えるのではないのでしょうか。

フットパスとあわせて道川漁港や道川海岸、そしてロケット発射発祥の地などの海岸ルートも新たに組み入れるなど、戦国時代の歴史と近代歴史の変遷を前面に出し、PRが必要ではないかと考えております。「真田丸」効果をどのように持続させていくのかお伺いいたします。

「望みを捨てぬ者だけに道は開けるのです」、ドラマの中の幸村の言葉であります。

大項目8、菖蒲公園の整備と管理運営についてお伺いします。

本荘地域浜ノ町に位置するこの公園は、子吉川をさかのぼる出発点として水と親しむ道、新奥の細道として市民の交流の場や癒しの場として親しまれてきたことは御案内のとおりだと思います。公園入り口には少したるませたロープがありましたが、入園禁止の表示もありませんでしたので、少し足を進めました。ハナショウブらしき株は見当たらず、防草シートで覆った箇所にはセイタカアワダチソウと思われる草花が黄色い花を咲かせておりました。株を養生しているのかなと思いつつ後にしてきたところであります。ハナショウブは旧本荘市の市の花だったと思いますが、旧市民の皆さんにとってハナショウブは現在も心の花と思われておられる方は多いでしょう。そのシンボルがこの公園なのではないのでしょうか。

由利本荘青年会議所の皆さんも毎年菖蒲カーニバルを開催し、地域を盛り立ててくださっております。公共施設等総合管理計画でも存続方針となっております、トイレや四阿の改修も済んでおります。旧市の市の花に敬意を表する意味からも、近隣の自治会の御協力をいただきながら、菖蒲まつり開催のための公園だけではなく、年間を通して楽しめる公園として整備するべきと感じております。こうした整備の必要性も含めた今後の管理運営についてお伺いをいたします。

最後の質問であります。大項目9、公共施設等総合管理計画とスポーツ振興計画との整合はについて伺います。

市は公共施設の最適化を図るとして、公共施設等総合管理計画を策定中で、将来的には、現在から40%の縮減を目標に進めております。

また、生涯スポーツ社会の実現と地域の活性化の促進を目標に掲げ、スポーツ振興計画を策定し、去る10月10日の体育の日を充て、スポーツ立市宣言の式典を開催しております。

どちらの計画も本市の将来に大きくかかわる課題でありまして、これから前に進めるためには欠くことのできないものと歓迎し、期待を寄せるところでありますが、公共施設等総合管理計画の中の体育館の存廃方針を見ますと、岩城地域の亀田体育館や鳥海地域の直根体育館、そして大内地域の岩谷、羽広、滝の3つの体育館が廃止あるいは解体となっております。そうした背景には、建物の老朽度や他の施設との統合、あるいは利用者の減少などがあるかと思いますが、大内地域の羽広、滝の2つの体育館についての年間利用者数は、羽広体育館が774人、滝体育館が544人となっております、比較的多く利用されているのではと思っております。

スポーツ振興計画では、生涯スポーツを奨励し、推進をしていることでもありますから、両計画の整合を図るとともに、利用する皆さんとよく話し合いをし、慎重に進めていくことが重要と考えております。廃止または解体方針としている5つの体育館の代替施設はどのように準備されているのか、また利用する地域住民の皆さんの理解は得られているのかお伺いをし、この壇上での質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

【23番（佐々木慶治君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、佐々木慶治議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、4年間を振り返っての所感と3期目の市長選挙出馬の考えについてにお答えいたします。

私は、市長就任2期目に当たり、雇用、観光、環境、健康、教育、防災の5KBを念頭に置きながら、8つの柱と31項目から成る公約を掲げ、その実現に向け積極的に取り組んでまいりました。

特に、あらゆる市政運営の基礎となる財政の健全化につきましては、8年連続で実質単年度収支が黒字となったほか、平成20年度に20.9%であった実質公債費比率は、市債の繰り上げ償還や行財政改革により、平成27年度決算で11.5%とピーク時よりも9.4ポイントの改善を図ることができました。

こうした財政規律が保たれた中で、昨年3月には総合計画「新創造ビジョン」を策定し、コミュニティーや防災の拠点となる小中学校、消防施設、総合支所などを整備してきたほか、医療、福祉、子育て支援の充実、さらには懸案でありました国療跡地の利活用や羽後本荘駅周辺整備事業など、人口減少が進む中でも地方都市が歩むべき将来像を掲げながら、各部署が横断的に各種事業に取り組んでまいりました。

中でも、総合防災公園のアリーナは、体育施設やコミュニティーセンターを備えた複合型拠点施設であり、スポーツ、文化、産業の振興、ひいては地域の活性化を図る市の最重要施設と位置づけております。

先般、議会全員協議会でも説明させていただいたとおり、東北最大級となるメインアリーナへのセンタービジョン導入は、スポーツ、文化はもちろんのこと、多種多様なイベントの誘致、開催に当たり、本アリーナを売り込む切り札となり、その実現によって市の将来を担う子供たちに夢と感動を与えることにつながることから、事業の推進につきまして、引き続き議員各位並びに市民の皆様の特段の御理解をお願い申し上げます。

さて、私は、平成21年の初当選以来、全市の均衡ある発展と市民生活の安全・安心の確保を第一に各地域に積極的に足を運び、そこに住む人の生の声をよくお聞きし、その声を市政に反映させる現場主義を貫いてきたつもりであり、その考えは、この先も変わることはありません。

人口減少が進む地方都市においては、今後、集落を維持し、活性化を図りながら、そこに暮らす方々が明るく安心して住み続けられる基盤づくりがますます重要になってまいります。

こうした課題に対し、町内会・自治会げんきアップ事業や地域づくり推進事業などを通して、この地域に眠っている資源や人材を発掘し、じっくりと育ててきたほか、首都圏での企業訪問やアジアを中心とした海外にも積極的に足を運び、本市の魅力を発信してきたところであります。

そういう意味で、これまでまいてきた種がさまざまな分野で芽が出てきたところであり、この芽を育て、着実に結実させることが私の使命だと感じており、この7年半余りを総括しながら、市民の皆様が安心して安全に暮らせる笑顔あふれるまちづくりを目指して、次の市長選挙への出馬を決意いたしました。

引き続き、市政の先頭に立って、由利本荘市の明るい未来を切り開いてまいりたいと存じますので、議員各位初め市民の皆様のごさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2、農業政策についての（1）農地中間管理事業の利用状況と機構集積協力金についてにお答えいたします。

平成26年度より開始された農地中間管理事業において、本市の貸し借りが成立した面積は321ヘクタールあり、出し手より貸し出し希望があったものの、受け手が見つからず、マッチングが成立しなかった面積は28ヘクタールとなっております。

マッチングが成立しない要因として、受け手は好条件の圃場を希望することから、条件不利地においてはマッチングが難しいこと、また出し手側では、顔の見えない農家へ農地を貸すことへの抵抗感が大きいことが考えられます。

次に、機構集積協力金の変更についてであります。秋田県では、これまで全ての集積農地を一律に交付対象としていたものを、今年度より新規に集積された農地と、それ以外の農地に区分し、新たに10アール当たりの基準単価を設定しております。

3つの協力金のうち、経営転換協力金は、新規集積農地では3万5,000円、それ以外の農地は1万5,000円としたほか、助成上限額及び下限額については、機構への貸し付け面積により3段階に設定されております。

耕作者集積協力金は、新規集積農地では1万円、それ以外の農地は5,000円と改定されたほか、地域集積協力金については、機構への貸付割合の区分に応じ、新規集積農地は1万5,000円から2万7,000円までとし、それ以外の農地は、この単価を上限に全体の

残予算を配分するとしております。

市といたしましては、今後も農地中間管理機構や農協などと連携し、集落座談会や相談会を通じて制度の普及啓発を図りながら、出し手、受け手の掘り起こしとマッチングを推進してまいります。

次に、（２）中山間対策こそ取り組むべき喫緊の課題ではについてお答えいたします。

中山間地域を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、米を初めとした農畜産物価格の低迷や不安定化などにより、農業経営の継続に不安を抱かせる、大変厳しい状況であると認識しております。

このため、本市では、国・県の補助制度を積極的に活用し、市独自でかさ上げ助成を行うとともに、中山間対策は、地域の特性や資源の活用と、若い世代を含む担い手の育成を最重要課題と捉え、市独自事業に取り組んできたところであります。

これまでの取り組みとしては、複合化の一環として、秋田由利牛の流通拡大や、中山間地域の特性を生かしたリンドウ、アスパラガスの作付拡大のほか、不作付地解消のため、ワラビのポット栽培やエゴマの試験栽培も始まっております。

また、新たな取り組みとして、新規就農者と西目高校生徒によるアスパラガスの生産現場との交流や、市内外スーパーでの販売体験を通して、農業の魅力発信と新規就農者の掘り起こしを図っているところであります。

御例示いただいた農業法人による耕作不利地対策については、現在、県や農協との間で意見交換を行っており、地域特性にマッチした経営主体のあり方を中心に引き続き検討してまいります。

市といたしましては、今後とも独自事業を継続するとともに、高収益につながる６次産業化や地域特性を生かした事例を積み重ねながら、中山間地域の農業・農村を維持し、担い手や若い世代がそこに住み続けられる仕組みの構築に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）生産調整の見直しについてにお答えいたします。

平成30年産からの米政策の見直しについては、国は生産数量目標の配分を取りやめ、配分廃止後も需要に応じた米づくりを促すため、米の需要状況の情報提供を行うこととしております。

これを受けて、昨年度から秋田県農業再生協議会で需要に応じた米生産に関する専門部会を設置し、県、市町村、農協など集荷団体がその構成員となり、平成30年産以降の米政策への対応について議論を重ねているところであります。

専門部会では、過剰作付による価格下落を防ぐため、国の需要状況に関する情報を踏まえ、県協議会で県全体の生産数量の目安を提示し、それを受けて市町村段階の地域協議会で、地域の生産数量の目安を設定する方向で議論が進められております。

市、農協、その他の集荷団体及び農業者が会員である地域協議会で生産の目安を示し、それに沿った生産に取り組むことで米価の安定につながるものであります。

また、飼料用米の助成を含む水田活用の直接支払交付金については、助成単価など内容はまだ示されておりませんが、国は平成30年産以降も継続するとしており、主食用米の独自販売力を持つ経営体に関しても、過剰生産の抑制につながるものと考えております。

米価下落を防止し、農家が意欲を持って経営を継続していくためには、国・県や地域協議会による関与は不可欠であり、産地の一層の体質強化を図る施策や、これまで推進してきた飼料用米への十分な支援が必要であります。

今後も動向を注視し、国に対し、必要な財源の確保を要請してまいります。

次に、3、ナラ枯れ対策についてにお答えいたします。

ナラは以前、燃料やキノコの原木栽培のために利用されておりましたが、現在では灯油や菌床栽培に移行したことにより、利用量が減っている状況にあります。

ナラ枯れは、幹が太く高齢化したナラが被害を受けやすく、若い樹木ではナラ菌を媒介するカシノナガキクイムシが繁殖しにくく、被害を受けにくいと言われております。

本市におけるナラ枯れ被害は、平成21年に初めて確認されて以降、年々被害が拡大し、平成25年には約6,300本の被害となりました。その後、微増微減をしながら、本年は約6,700本の被害となっております。

被害本数が横ばいの理由は、県の指導を受けながら重点的に防除対策を行う守るべきナラ林を設定し、新山公園や望海の丘公園など、7カ所の森林公園や景勝地等で国・県の補助事業を活用して、樹幹注入による被害の予防や、伐倒薫蒸による被害の拡大防止を行っていることと、県の水と緑の森づくり税事業により、民有林で枯れたナラを伐倒処理していることによるものと考えております。

ナラを守るための根本的な対策は、今のところなく、被害を受ける前に伐採し、若い木をふやすことが最も有効な対策とされていることから、まきやキノコの原木として活用するなど、伐採、更新を推奨し、被害木の拡大防止に努めてまいります。

次に、4、市民や各種団体からの要望についてにお答えいたします。

市民や各種団体から寄せられる要望については、要望書のほか、市長への手紙、メールなど書面で提出されるものを初め、ふれあいトークや各地域で開催する行政懇談会、座談会、各種団体の会合などの席上において直接お話を伺う場合も含め、年間多数寄せられており、昨年度は件数で約330件、項目数で約1,300項目となっております。

寄せられました要望に対しては、私から、すぐにできるもの、時間を要するものなど整理して対応すること、緊急を要する事業や生活に密着した事業には積極的に投資し、スピード感を持って対応することなど、担当部長、支所長に確認と指示を出し、関係者から直接状況をお伺いしたり、現地確認などを行い、迅速な対応に努めているところであります。

しかしながら、要望内容によっては、財源的なこととあわせ、事業手法や事業効果など、十分な調査、検討が必要な場合もあり、このような事案については、要望された方々に対し、現状の課題や今後の対応などについて丁寧に説明していくことが重要であると考えております。

今後も、市民や各種団体からの要望を的確に捉え、迅速かつきめ細かな対応を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、廃校舎の利活用の進展状況はについてにお答えいたします。

廃校舎の利活用につきましては、現在、各地域において、生涯学習センター、地区体育館、文化財の保管庫などに活用されているところであります。

大内地域の小学校2校については、閉校後8カ月が経過したところでありますが、大

内総合支所の重要課題と位置づけ、その活用策について地域住民と一緒に見出すため、昨年12月から上川大内、下川大内の両地区で廃校舎利活用検討委員会を組織し、それぞれで話し合いを重ねているところであります。

特に、旧上川大内小学校につきましては、これまで先進地視察を含め4回の検討委員会を開催し、委員会からは、高齢者介護施設への転用、地域資源を生かした農産加工所、世代間交流が図られる体験学習交流施設などの案が提案されたところであります。

これらの意見を踏まえ、市といたしましては、早急に教育財産から普通財産に移行し、産業振興や地域交流、雇用創出など、幅広い分野での活用が図られるよう、関係部局が連携して取り組んでまいります。

なお、昨年制定した由利本荘市空き公共施設利活用促進条例の周知も図りながら、民間事業者や法人、団体等への貸し付けも視野に入れ、今年度中には、地域活性化に向けた活用策の方向性を決定したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、6、宅地分譲事業についてにお答えいたします。

市分譲地の11月末現在の販売可能な地区別区画数は、矢島地域1区画、岩城地域5区画、由利地域1区画、東由利地域12区画、西目地域9区画、鳥海地域26区画の6地域、計54区画であります。

また、1平方メートル当たりの地域別平均販売単価は、矢島地域1万1,200円、岩城地域9,600円、由利地域1万200円、東由利地域8,400円、西目地域1万7,500円、鳥海地域7,500円となっております。

なお、本年度、矢島地域においては、2区画を購入いただいたところであり、残りの分譲地についても年度内には完売予定となっております。

分譲価格については、平成24年1月に検討会議を行い、一部地域において価格改正を行ったところでありますが、その後の近隣路線価の下降もあることから、関係各総合支所と協議を行い、割引制度の活用など価格改正を進めており、分譲地の販売促進に努めてまいります。

引き続き、市のホームページによる公開とPR用パンフレットの活用により、市内外の購入希望者への販売とあわせて、移住・定住に結びつけるため、より広く周知を図りながら積極的に分譲してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7、大河ドラマ「真田丸」効果をどのように持続させていくかについてお答えいたします。

本市では、これまで「真田丸」関連事業として、首都圏JR駅舎へのポスター掲示や秋田県内民放3局でのCM放映、天鷲村での真田企画展並びに商工会や民間事業者との連携による真田ゆかりの地キャンペーンなどを展開してまいりました。

また、NHK秋田放送局の御協力もあり、7月に「真田丸紀行」が放映され、9月には「真田丸」出演者である草刈正雄氏を初め、栗原英雄氏、岸井ゆきの氏を妙慶寺や天鷲村にお迎えし、トークイベントなどを開催しております。

これらの結果、歴史に興味のある方々や真田ゆかりの地など、県外からの来客やリピーターも多く、天鷲村では11月末現在で前年の3倍以上、1万6,000人の入村者があり、また真田ゆかりの地キャンペーンでのお土産や飲食関係の総売り上げは1,000万円を超えるなど、大きな経済効果が得られたと考えております。

今後は、この盛り上がりを一過性で終わらせず、白石市や上田市など、全国の真田ゆかりの地関係自治体と連携した事業を展開し、さらなるPRの強化に努めるほか、真田企画展の第2弾やフットパスのコースとして定着させるなど、盛り上がりを継続できるように取り組んでまいります。

さらに、今年度整備しているICT事業を活用したスマートフォン向け観光情報システムにおいて、ロケット発射発祥の地を含めた戦国歴史と現代歴史を学ぶ歴史探訪ルートなど、市内全域をめぐるモデルルートを設定し、「真田丸」効果を活用した観光振興を図ってまいります。

次に、8、菖蒲公園の整備と管理運営についてにお答えいたします。

菖蒲公園につきましては、稲荷神社の祭典に合わせて除草などの協力を町内よりいただきながら菖蒲まつりを開催しておりました。

現在、ハナショウブについては、株分け、植栽、施肥、除草等を行っておりますが、近年、連作障害等により株が弱まってきており、なかなか花芽がつかない状況であることから、町内会との連携を図りながら、年次計画により新たな苗の植えかえを予定しているところであります。

今後につきましても、地元浜ノ町町内会の協力を得ながら、地域の皆様とともに、市民の憩いの場として管理運営に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、9、公共施設等総合管理計画とスポーツ振興計画との整合はについてにお答えいたします。

公共施設等総合管理計画は、長期的な視点で施設の維持管理を計画的に行い、最適な配置を図るものであります。

計画の概要については、各地域で説明を行いながら、現在、策定を進めているところであります。

また、スポーツ振興計画は、スポーツを通して健康で笑顔あふれる地域づくりを目指し、生涯スポーツ社会の実現とスポーツによる地域の活性化などを総合的に進めるための基本的な考え方を示した計画であります。

なお、公共施設等総合管理計画とスポーツ振興計画については、綿密に整合を図りながら、スポーツ振興を推進してまいりたいと考えております。

御質問の大内地域の滝コミュニティセンターと羽広コミュニティセンターは、廃校となった小学校の体育館を土間にして、滝町内会と羽広町内会が指定管理者となって、主にゲートボール場として利用しております。

しかしながら、両施設は相当の年数が経過し、老朽化が非常に進んでいる状態です。

地元にとって大切な施設であることは、私も認識しておりますので、今後の利活用については、町内会や利用団体、関係機関と協議を重ね、早急に対応を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 23番佐々木慶治君、再質問ありませんか。

○23番（佐々木慶治君） おおむねではありますが、納得のいくような御答弁をいただきましたので、私の一般質問をここで終了させていただきます。ありがとうございます。

た。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、23番佐々木慶治君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

13番吉田朋子さんの発言を許します。13番吉田朋子さん。

【13番（吉田朋子君）登壇】

○13番（吉田朋子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に立たせていただきます。会派市民創風の吉田朋子でございます。さきに通告した順に従い、質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、大項目1、北前船の寄港地交流を本市での開催予定はないか、今年度の参加人数はについてお伺いいたします。

全国フットパスの集いが10月15日、16日の両日、由利本荘市を会場に開かれました。北海道や熊本県など県内外から約260名が集い、里山や城下町の面影を残す8コースの散策を楽しまれました。私もふるさと再発見コース、石脇まち歩き案内人の会のスタッフとして参加いたしました。石脇コースにも大阪、北海道、長野、鳥取、山形など県内外を含む約15名の方たちが参加してくださいました。遠くから足を運んでくださった方たちに喜ばれるようにと皆で企画をいたしました。それが儀式唄として伝承されてきた石脇讚物を地元の人たちに歌ってもらうことでした。出発場所の新町地藏堂の近隣の家の前には、石脇祭りのときに出す長ちょうちん、長のれんを飾っていただき、歌い手さんは各町内のはんてんを着用し、拍手で出迎えて歌っておもてなしをいたしました。参加者の方たちは皆一同びっくりしながらも、とても感動したとおっしゃってくださいました。

石脇讚物とは、江戸時代から明治時代にかけて、北前船の船乗りたちによって伝えられ、現在は祝いの席や正月、裸まいり、新山神社祭典などの慶事のときに御神酒を注いだ杯を前に歌われ、歌い終わりと同時に全員一斉に杯を飲み干し、地域の発展や安全、健康など全てがよくなるようにと願をかける儀式唄です。こういったことが地域住民に脈々と引き継がれているのです。

昨年の9月議会で一般質問をしたとき、本市でも設立当初から参加しているとのお答えでしたが、人数確認はしていなかったので、お尋ねいたします。職員であれば部署名と参加人数、民間人は参加したのかを教えてください。

新聞などでは、本年度は北海道江差町で11月11日開催され、本県からは観光関係者ら約25名が参加し、秋田市観光文化スポーツ部の内藤次長さんのコメントが載っております。観光資源を磨き、活性化につなげていきたいと言っておりました。

石脇讚物はほんの一例でございます。先日、石脇今町の歴史を語り合う会から石脇今町150年の歴史を書いた冊子をいただきました。その中にも北前船の話が書いてありました。

市民の方々からも本市での開催予定はないのかと聞かれます。本荘地域にも北前船などによって都の文化が伝播されたものがたくさんあります。由利本荘市の活性化にもつながると思います。当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、公共施設トイレの現状と整備についてお伺いいたします。

(1) 公立小中学校に全て個室の男子用トイレ導入と和式便器、洋式便器の割合はについてお伺いいたします。

男子児童生徒が校内で排便を避けることがないように全て洋式便器を備え、個室として設けることができないでしょうか。排便をしたことでもからかわれる不安もなくなると思うし、性同一性障害により、男子用小便器の使用に抵抗がある児童生徒による利用も見込んでのことです。

新聞などによりますと、公立小中学校のトイレに関して文部科学省が初めて実施した全国実態調査では、洋式便器の割合は43.3%にとどまり、和式は56.7%であることが11月10日にわかりました。家庭では洋式が主流で、子供から和式は使いづらいとの声が出ているにもかかわらず、改修が進んでいないのが現状だと思います。本市の公立小中学校の和式便器、洋式便器の割合はどのくらいで、改修する予定はあるのかどうか、当局のお考えをお伺いいたします。

(2) 避難所として使用した場合、多目的トイレは必要と思うがについてお伺いいたします。

学校は大規模災害時の避難所としての役割も期待されているはずでございます。このたびの熊本地震に伴い、学校に避難したお年寄りらからトイレの洋式を求める声が出たと新聞に載っておりまして。文科省は自治体が公立小中学校のトイレを改修する場合、費用の3分の1を補助しております。校舎改修に合わせて、トイレ環境の改善を図ってほしいとしています。

洋式トイレでも一番必要と思われるのが多目的トイレではないでしょうか。多目的トイレとは、車椅子の利用者が利用できる広さがあり、手すりなどに加えておむつがえシートがあり、オストメイト対応の設備があるトイレをいいます。オストメイトとは、人工肛門などの保有者の方たちのことをいいます。当局のお考えをお伺いいたします。

(3) 公園内にある公衆トイレは何カ所で使用できる、できない等の把握はできているのかについてお伺いいたします。

石脇フットパスで歩いていたときに見つけたのですが、石脇公園にある公衆トイレが竹や雑草などで覆われていて、入り口がどこにあるのかもわからない状態でした。聞くところによりますと、各地域に同様の状態があると伺いました。

全市の公園にある公衆トイレは何カ所あり、そのうち使用できる公衆トイレ、できないトイレなどの把握はできているのか、改修する予定はあるのか、取り壊す予定なのか、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目3、小学校の統合による影響はについてお伺いいたします。

(1) 環境の違う子供たちはクラスにうまく溶け込んでいるのかについてお伺いいたします。

総務省の都道府県別人口推計によりますと、2015年10月1日時点では、本県の総人口に占める14歳以下の子供の割合は10.6%で、2011年から5年連続で全国最低の割合とな

り、総人口の102万2,839人のうち、10万8,000人でした。少子化に歯どめがかからない現状の中での環境の違う子供たちはクラスにうまく溶け込んでいるのでしょうか。スクールバス通学や地域間の格差などで、ストレスで精神的に不安定にはなっていないのでしょうか。子供たちの実態を学校、教育委員会は十分に把握できているのかについて、当局のお考えをお伺いいたします。

(2) 地域、学校、家庭の連携体制はとれているのかについてお伺いいたします。

統合した小学校では、新しい校旗、校章、校歌がつけられ、新たな歴史と伝統を全校児童を初め、教職員や保護者、地域住民も巻き込んで築いていくこととなります。現在、その連携体制はとれているのかについて当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目4、コミュニティ・スクールの推進によるメリット・デメリットはについてお伺いいたします。

由利本荘市では、平成27年度から市内全小中学校がコミュニティ・スクールとなっております。地域住民の学校参画、地域力を生かした学校支援、学校力を生かした地域づくりが推進され、地域と学校の信頼、きずなが双方向で強くなってきていると教育長は申されておりますが、とてもいいことづくめのように感じますが、これ以外にも何かいいことはありましたでしょうか。

コミュニティ・スクールによる教職員、教育委員会の職務がふえ、負担となり、厳しさを増しているのではないかと心配しております。教職員、教育委員会の方たちがゆとりのない生活を送っているような感じがしてなりません。コミュニティ・スクールの推進によるメリット、デメリットをお尋ねしたいと思います。

次に、大項目5、生活困窮世帯のためにについてお伺いいたします。

(1) フードドライブの設置をできないかについてお伺いいたします。

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を職場や地域活動、学校などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動です。本年4月に秋田市役所に県内で初となる食品用の寄附ボックスが設置されました。ボックスで受け付けた食品は支援者を通じ、困窮者に届けられることとなります。秋田市役所でのボックス設置場所は、福祉棟1階の福祉総務課生活支援担当窓口にあり、午前8時半から午後5時15分の受け付け時間となっているようです。食品は同課が保管し、毎週金曜日にフードバンクあきた、こちらは一般社団法人、代表理事は林多実さんです。この方たちが回収し、状態を確認して支援者に配布しております。

11ぱれっとでは、第4回定例会を8月28日開催し、フードバンクあきた代表の林多実さんを講師にお迎えして、貧困とフードバンクについて勉強会を行いました。林さんからは由利本荘市の行政、民生委員の方たちにもぜひ協力していただけないものかとお願いされました。また、保坂ひろみ副代表も提供される食品の8割は個人の善意によるものが多く、公共施設にボックスがあるのは心強いと言っております。由利本荘市でもフードドライブの設置を考えてみてはどうでしょうか、当局のお考えをお伺いいたします。

(2) 年2回の古着回収時、中高生の制服だけを別に収集し、無償に提供できないかについてお伺いいたします。

生活困窮世帯にとってブランド物の制服などは特にですが、通常の制服でも余裕がなく、購入するのに大変な思いをしております。ましてや、成長期の子供たちの兄弟、姉

妹がおりますと、途中で買いかえるなどの家庭負担が重くのしかかってきます。年2回の古着回収時、中高生の制服だけを別に収集し、無償にて提供できないかを提案したいと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目6、ひとり親家庭の子供の居場所づくりをできないかについてお伺いいたします。

親が忙しくて子供と十分にかかわれないと、心の成長の妨げにもなると思います。全ての子供たちが夢や希望を持てるように、学びも食も平等であるべきです。大人の役目として見守り、考えなければいけないことではないでしょうか。

市内の空き店舗などを利活用し、シニア世代に呼びかけて、ボランティアで子供たちのサポートをするというのはどうでしょうか、提案したいと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目7、旧鮎川小校舎を活用する（仮称）おもちゃ美術館についての質問に入らせていただきますが、一般質問の通告締め切り日は11月25日でした。この項目については、通告後の12月1日に開催されました議会全員協議会において説明を受けましたが、お答えいただいた部分もあると思いますが、通告に従い、質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

（1）現在までの進捗状況はについてお伺いいたします。

由利本荘市では、ウッドスタート宣言を目指しておりますが、協定を結ぶ条件は全てクリアしたのでしょうか。また、どのくらい進んだのかを教えてください。

市は木育推進の一環として木造建築の国登録有形文化財、旧鮎川小学校を多世代交流拠点として、（仮称）おもちゃ美術館とする計画として職人に呼びかけて、おもちゃ製作講習会も始めているようですが、どのようなおもちゃ製作を行い、何名の職人が集まり、協力しているのでしょうか。木材産業の活性化、新たな産業創出も目指していると言っておりますが、現在までの進捗状況を教えてください。

（2）高齢者や身障者に対しての配慮はされているのかについてお伺いいたします。

森林資源の活用や子育て支援を目的に木育の推進、また木製の遊具や玩具を集めた（仮称）おもちゃ美術館として整備をし、多世代交流の場にすると言っておりますが、実際、学校を利用された方々から聞いたのですが、車椅子で行ったときの段差の整備などはまだされておらず、人手に頼っているのが現状です。また、多目的トイレなどもなく、これもまた数名の人の手によって移動していると聞いております。

11月13日、この校舎を会場にがっこうまるしえが開催されていたので、どんな校舎か初めて見に行ってみました。出展者も来場者も多く大盛況でした。残念だったのが水圧が低いみたいでトイレが1カ所使用できず、女子トイレには並んでおりました。2018年度にはオープンさせる計画と聞いておりますが、解決が必要な課題が残っていると思います。当局のお考えをお伺いいたします。

（3）新駅設置の可能性についてお伺いいたします。

旧鮎川小学校そばに鳥海山ろく線の新駅を設置できるかどうか、由利本荘市と第三セクター由利高原鉄道が検討を進めており、9月29日、30日の両日、同社が東京の鉄道総合技術研究所の協力を得て、現地調査を実施したと新聞に載っておりました。新駅設置には、少なくとも数千万円かかり、市の財政支援が不可欠です。今でも赤字路線なのに、

黒字路線にするために新駅をつくろうとしているのでしょうか。新駅設置に当たり、課題や現状について、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目 8、日本女性会議2016秋田第 5 分科会地域づくりアンケートからについてお伺いいたします。

日本女性会議とは、1984年に名古屋市で第 1 回が開催されて以来、国内最大の会議として30年以上にわたり男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流やネットワーク化を図ることを目的に各都市で開催されているものです。

秋田市でのテーマは、「みつめて みとめて あなたと私～多様性（ダイバーシティ）とは～」でした。10月28日、29日、30日の 3 日間、秋田市を会場に開催され、11ばれっとの会員、私を含め 3 名参加いたしました。

少子高齢化社会が大きな問題となっている昨今、秋田は全国一の人口減少率を抱え、全国的に解決困難な未来像の先端を走っています。この課題の解決のためには、女性の社会参画の定着、男女共同参画の実現に向けた地域づくりが重要となりますが、現状はどうでしょうか。秋田の状況を分析し、そこから見えてきた課題と解決策について話し合いますということで、私どもの第 5 分科会では、初めに県内自治体首長アンケート結果の発表から始まり、行動作成委員会のメンバーから発表されました。地域の今を知るデータとなり、課題となりました。

そこで、（1）本市での回答者は首長本人か、代理者どちらが記入したのか。

全25市町村のうち24市町村から回答があり、首長本人 5 件、21%、代理者19件、79%でした。首長の男女共同参画についての本気度を知りたくて質問させていただきます。

（2）本市において男女共同参画を明記した部署を設置する予定はあるのかについてお伺いいたします。

平成28年 4 月、秋田県内各自治体首長宛てのアンケートで、自治体の現状や男女共同参画の意識調査の中に、男女共同参画を明記した部署を設置していますかという項目がありました。設置しているのが 3 市で13%、部署名も記入しておりました。まずは秋田市ですが、男女共生女性会議推進室、大仙市は男女共同参画推進室、能代市は市民活力推進課と共同参画交流課です。業務包括しているところは、20市町村で83%でした。その中では、総務部課は12件、企画部課は 4 件でした。その他、未設置は 1 町あり、4%でした。

私は男女共同参画について連絡したいことがあり、職員名簿、今年度新しくなった暮らしの便利帳なども調べましたが、記入されておりませんでした。そこで、市民交流学習センターの事務室に行って探していただき、やっとわかって連絡をとることができました。本市において男女共同参画を明記した部署を設置する予定はあるのか、当局にお考えをお伺いいたします。

最後の質問になります。大項目 9、小学 6 年生に本会議傍聴を経験してもらうことはできないかについてお伺いいたします。

児童の傍聴禁止規定が標準傍聴規則からなくなり、現在ではほとんどの議会の傍聴規則は子供の傍聴可になっているはずですがけれども、小学 6 年生は 1 月に社会科で政治について学びます。その直後に開かれる 3 月議会を学校教育の一環として実際に傍聴し、

本物の議会を経験してもらうことはできないでしょうか。

私が小学校6年のときにクラス全員でテレビの置いてある放送室に入り、国会中継を見た記憶がございます。国会中継を見ながら、よくわからないながらも生意気なことを友達同士で話し合ったりした記憶があります。大人の世界を少しかいま見た気がしましたし、何かしら得たものはあったような気がします。当局のお考えをお伺いいたします。

以上、9項目にわたって質問いたしました。当局の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

これで壇上での質問を終わります。

【13番（吉田朋子君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、吉田朋子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、北前船の寄港地交流を本市での開催予定はないのか、今年度の参加人数はについてお答えいたします。

北前船寄港地フォーラムにつきましては、設立当初からこれまで東北地方で開催されたものを中心に出席してまいりましたが、今年度、北海道江差町で開催された同フォーラムには、本市への案内がなかったことから参加しておりません。

しかしながら、本市の発展における北前船の歴史的な背景を考えると、フォーラムとのかかわりは極めて重要であることから、次回以降の案内について事務局にお願いしたところであります。

また、このフォーラムでの提案による北前船寄港地の日本遺産登録の動きもあることから、本市での開催誘致を含め、情報の把握と積極的な参加に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、公共施設トイレの現状と整備についての（1）公立小中学校に全て個室の男子用トイレ導入と和式便器、洋式便器の割合は、（2）避難所として使用した場合、多目的トイレは必要と思うがについては、教育長からお答えいたします。

次に、（3）公園内にある公衆トイレは何カ所で使用できる、できない等の把握はできているのかについてお答えいたします。

現在、由利本荘市の公園にある公衆トイレは56カ所あります。このうち、55カ所については維持管理を行い、使用しておりますが、石脇公園の展望広場トイレは老朽化が著しく、利用できない状態になっております。

この石脇公園のトイレにつきましては、今後、解体する予定となっておりますので、閉鎖してまいります。

なお、公園内にあるトイレについては、現在策定中の公共施設等総合管理計画で、53カ所は継続して管理を行い、3カ所は老朽化により解体を予定しているところであります。

次に、3、小学校の統合による影響は、4、コミュニティ・スクールの推進によるメリット・デメリットについては、教育長からお答えいたします。

次に、5、生活困窮世帯のための（1）フードドライブの設置をできないかについてお答えいたします。

県内のフードドライブの活動は、御質問にある秋田市のほか、フードバンクあきたや地元の大学、民間団体と連携し、複数の市で実施されております。

当市では、先般、自立相談支援事業を委託している社会福祉協議会の生活支援相談センターがフードバンクあきたより食品の支援をいただき、生活困窮を相談された世帯にお届けした事例が1件あったと伺っております。

なお、食品の提供を受けるには、受け入れ窓口や保管、回収、配布の仕組みづくりが必要となりますが、その対応について、社会福祉協議会と自立相談支援事業の一環として取り組むことができないか、検討、協議を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)年2回の古着回収時、中高生の制服だけを別に収集し、無償に提供できないかについてお答えいたします。

市では、平成26年度から、資源の再利用とごみの減量化を一体的に推進するため、古着回収を実施しております。

今後、古着回収に制服を別枠とする対応や収集、学校ごとの選別、保管、渡し方など、一連の流れを整理しながら、関連部署が連携した仕組みづくりを検討してまいります。

なお、既に自主的に保護者同士で譲り合っている事例も見受けられることから、生活困窮世帯に限定せず、より広い活用の方角で進めてまいります。

次に、6、ひとり親家庭の子供の居場所づくりをできないかについてお答えいたします。

安心で安全な居場所の確保は、ひとり親家庭に限らず、子供の健やかな成長に欠くことのできないものであります。

本市においては、市内29の教育・保育施設で乳幼児を受け入れているほか、小学生の放課後の居場所づくりとして全ての小学校区で6年生まで学童保育を実施しております。

これら教育・保育施設と学童保育の利用料については、ひとり親家庭への減額制度を実施するなど、経済的負担の軽減にも取り組んでいるところであります。

また、ひとり親家庭については、毎年8月に個別面接を実施しており、個々の家庭の状況に応じた丁寧な相談を通してニーズの把握に努めておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7、旧鮎川小校舎を活用する(仮称)おもちゃ美術館についての(1)現在までの進捗状況はについてお答えいたします。

ウッドスタート宣言をするためには、特定非営利活動法人日本グッド・トイ委員会と協定を結んだ上で、地元の木工職人が地元産の木で製作したおもちゃを赤ちゃんに贈る誕生祝い品事業が必須条件となります。

そのほか、木育キャラバンの開催、おもちゃ美術館の整備、木育インストラクターの養成などのうち、1つ以上を実施することが条件となっております。

(仮称)おもちゃ美術館の基本構想、基本設計につきましては、その概要を議会全員協議会でも中間報告させていただきましたが、礼法室や一部の教室など、旧鮎川小学校のたたずまいを生かした中に、地元の職人が地元産の木を使い製作した木のおもちゃや遊具などを配置し、赤ちゃんから高齢者まで多世代にわたって楽しむことができるように工夫されております。

さらに、旧西沢郷土資料館から移設する民具などは、施設全体に融合させる形での展示を計画しております。

また、木のおもちゃ製作講習会は、今年度6回の講習を計画し、現在、4回目の講習まで終了しております。

開催に当たっては、広報ゆりほんじょうによる周知を初め、建設技能組合、建具組合などの木工関係団体を通じて受講者を募ったところ、木工職人や木工に関心のある市民約30名が集まり、1回目の講習会が開催されました。

3回目の講習会では、県立大学木匠塾の学生9名、ゆり支援学校高等部木工部の生徒6名も参加していただき、地元の木工職人が試作品している木のおもちゃの仕上げ作業を手伝いながら、木工の加工技術を学んでいただいております。

また、ことしの木育キャラバンでは、製作講習会を受講している地元の職人が製作した木のドングリや組子細工パズル、組子の積み木、こけしの小物入れ、星っころ積み木など、本市独自の木のおもちゃ試作品を披露したところ、大変好評でありました。

今後も、計画に沿って着実に実施しながら進めてまいります。

次に、(2)高齢者や身障者に対する配慮はされているのかについてお答えいたします。

旧鮎川小学校は、築63年の木造校舎であり、当時の姿をそのまま生かして活用されてきております。

このたびの(仮称)おもちゃ美術館整備構想は、国の登録有形文化財であることに最大限配慮しつつ、多世代交流の場として多くの市民に利用していただくために、段差の解消や多目的トイレの設置など、誰でも安心して楽しめる環境を整備してまいります。

次に、(3)新駅設置の可能性についてにお答えいたします。

木造校舎を利活用した(仮称)おもちゃ美術館の整備構想の中で、その沿線を走る鉄道のロケーションを生かした駅の設置について検討されており、その実現性を探るため東北運輸局と協議したところ、列車を安全に運行するため、大きく2点についての課題があります。1点目は、設置しようとする場所の勾配が基準を大きく上回っていること、2点目は、駅設置場所付近の枕木の重量化と道床交換が必要なことが挙げられております。

鉄道では、公益財団法人鉄道総合技術研究所の技術指導を受けながら、実車による実験を行うなど、これらの解決に取り組んでいるところであり、1点目の勾配につきましては、9月29日と30日にさまざまな条件を想定した実験を行い、おおむねクリアできる結果が報告されております。2点目につきましても、引き続き技術的な検証を行っているところであります。

新駅設置による鉄道利用者の増加や収益改善につながる可能性をシミュレーションするとともに、設置費用及び設置後の運営費用を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、8、日本女性会議2016秋田第5分科会地域づくりのアンケートからの(1)本市での回答者は市長本人、代理者どちらが記入したのかについてお答えいたします。

当該アンケートにつきましては、女性管理職の人数や育児休暇の取得数、審議会などの女性委員の割合など、現状確認が主な設問として挙げられていたことから、担当の部

署でそれぞれの所管に照会の上、記入、起案し、私が決裁した上で回答しております。

次に、（２）本市において男女共同参画を明記した部署を設置する予定はあるのかについてお答えいたします。

本市における男女共同参画を明記した部署の設置予定についてであります。現在は企画調整部総合政策課が男女共同参画の担当部署となっております。

市では、昨年度、第３次男女共同参画計画を策定しておりますが、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、育児や介護、雇用対策、移住・定住、若者支援など多岐にわたっております。

このように、それぞれの部局が計画に基づいて取り組んでおりますので、御質問の部署を設置する予定はありませんが、職員名簿等では担当部署についてわかりやすい表記をするようにいたしますので、御理解をお願いいたします。

次に、９、小学６年生に議会傍聴を経験してもらうことはできないかについては、教育長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 吉田朋子議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、２、公共施設トイレの現状と整備についての（１）公立小中学校に全て個室の男子用トイレ導入と和式便器、洋式便器の割合はについてにお答えいたします。

公立小中学校のトイレに関する全国実態調査における本市の本年４月現在の実態であります。和式が50.4%、洋式が49.6%であり、洋式化率では県平均を5.6%、全国平均を6.3%上回っております。

今後、校舎改修などに合わせて洋式化を進め、トイレ環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

個室の男子用トイレの導入についてであります。現校舎への設置は大規模な改修工事となり、設置スペースの確保の面でも難しいと考えており、今後、先進事例等を十分に研究しながら、当面は計画的に洋式化を進めることで利便性を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）避難所として使用した場合、多目的トイレは必要と思うがについてお答えいたします。

本市の小中学校の洋式トイレの割合は、ほぼ半分の49.6%で、そのうち車椅子で利用できる多目的トイレ等の割合は16.1%となっております。

市内全小中学校が市の緊急避難場所及び避難所に指定されておりますが、全24校の小中学校のうち、16校に多目的トイレ等が設置されております。

幸い、設置されていない学校の近隣の集会施設や地区体育館などに多目的トイレが設置されておりますので、災害時には避難者に対し、迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

今後の改修や改築の際は、国の交付金などを活用しながら、洋式トイレに加え、多目的トイレの導入も検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３、小学校の統合による影響はの（１）環境の違う子供たちはクラスにうまく

溶け込んでいるのかについてお答えいたします。

本市では、さまざまな形態で学校統合を進めてきており、多くの児童がスクールバスで通学し、従来の地域を超えた友人関係を築いております。

大部分の児童は、新しい環境になじんで明るく学校生活を送っておりますが、そうした環境の変化に適応できずに悩んでいる児童もいるなど、友達や地域とのかかわりを通して、問題も少なからず発生しております。

このことなども踏まえ、まず子供に寄り添うという基本姿勢のもと、教職員によるきめ細かな日常観察を大切にした指導が何よりも大事であると考えております。

いじめや不登校を初めとした生徒指導上の諸問題への対応については、関係機関と密接に連携しながら対応を図っているところであります。

各校においては、自己有用感の醸成を目指し、居場所づくり、きずなづくりをテーマに掲げてさまざまな取り組みを行っておりますが、いじめや不登校の未然防止、即時対応に、より一層努めてまいります。

また、連絡帳を活用したり面談を実施したりするなどして保護者との連絡を一層密にしながら指導に当たるとともに、定期的に学校生活に関するアンケート調査を実施して実態把握を進め、指導に生かしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）地域、学校、家庭の連携体制はとれているのかについてお答えいたします。

本市では、児童数の減少対策や教育環境の向上を目指し、これまで東由利小学校、鳥海小学校、岩城小学校、大内小学校など４地域の小学校の統廃合を計画的に進めてまいりました。現在どの学校も、それぞれ新しい校旗、校章、校歌のもとで子供たちは明るく学校生活を送っております。

学校の統廃合における地域連携体制を構築するために、本市ではこれまで学校環境適正化検討委員会を設置して議論を重ねたほか、各地域、地区、学区ごとに学校環境を考える懇談会を通して、地域住民や保護者の要望や意見を伺ってまいりました。

また、各学校では、統合前から交流学习や合同体験活動等を計画的に実施するなど、児童が統合によって変化する環境にもスムーズに対応し、不安なく学校生活を送ることができるよう、学校間の横の連携も大事にして取り組んでまいったところであります。

しかしながら、全ての児童が新しい生活にすぐになじんでいくことは難しく、実際は生活リズムの変化や友達との関係で不安を抱えていたり、そのことで悩んでいる保護者もいるのが現状であります。

通学の問題や生徒指導上の問題など、さまざまな問題を解決するために、その一つとして、本市では平成24年度よりコミュニティ・スクールを導入しております。保護者や地域住民が主体的に学校運営に参画することこそ、子供の成長を支える大きな役目を担っているのではないのでしょうか。

今後も、地域、学校、家庭が連携して、子供たち一人一人の夢の実現に向けた応援団となれるよう、教育委員会といたしましても支援してまいりたいと思います。

次に、４、コミュニティ・スクールの推進によるメリット・デメリットはについてお答えいたします。

本市では、全小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、それぞれの学校において

保護者や地域住民が学校や教育委員会に意向を伝えたり、学校から保護者や地域住民に意向を伝えたりする相互交流が進められております。

また、各学校に学校運営協議会を設置するとともに、9年間の育ちを支える組織として中学校区単位で地域運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを進めているところでもあります。

これまでのコミュニティ・スクールの推進によるメリットとしては、学校が地域に情報提供を積極的に行うようになった、あるいは地域が学校に協力的になった、学校が活性化したなどの要素が高く評価されております。

具体例としては、全ての中学校区で校区カレンダーや学校だよりを全戸配布することにより、住民の行事等への参加率が高まっております。

また、地域住民と一体化した由利地区、東由利地区の駅伝大会の実施など、それぞれの地域で特色ある取り組みが進められ、地域活性化にも貢献しております。

今後の課題としては、9年間を見通した小中連携カリキュラムの見直しやコミュニティ・スクールに係る活動費等の工夫などが挙がっております。

昨今、子供を取り巻く環境にさまざまな問題が生じており、学校の多忙化が課題となっておりますが、教育委員会といたしましては、地域や関係機関と連携しながら、コミュニティ・スクールの推進に向けて、一層支援してまいります。

次に、9、小学6年生に議会傍聴を経験してもらうことはできないかについてお答えいたします。

小学6年生の社会科には、政治に関する内容があり、教科書では議会の役割等についても取り上げられております。実際の議会を傍聴する機会を設定することにより、議会の役割やその活動についての理解が深まることに加え、地域への関心が高まったり、政治や社会への参画意識が芽生えたりすることも期待できるのではないかと推察されます。

しかしながら、時期や人数、時間設定や移動手段等、検討が必要な事柄は少なくありません。

また、計画的、組織的に進められている学習内容との関連づけを吟味しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 13番吉田朋子さん、再質問ありませんか。

○13番（吉田朋子君） 各項目に御丁寧な御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

首長を初め市職員の方々がこれからも弱い人の立場に立って、そしてまた弱い人の身になって、市民ファーストとなり、お仕事に励んでいただくことをお願いし、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、13番吉田朋子さんの一般質問を終了いたします。

この際、約10分間、午後2時5分まで休憩いたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 2時06分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

21番三浦秀雄君の発言を許します。21番三浦秀雄君。

【21番（三浦秀雄君）登壇】

○21番（三浦秀雄君） 会派高志会所属の三浦秀雄であります。

多くの市民の方々に傍聴に来ていただきありがとうございます。

市民の中から、議会は何をしているのかわからない、活動が見えないなどの言葉を聞くことがあります。そのような声に応えるべく、議会では、市民に開かれた議会を目的に、ことしから議会への意見や要望を聞く議会報告会「市民と語る会」を開催いたしました。

私は、それに加え、ケーブルテレビでも放映していますが、直接議会を見ていただき、議員と市当局が何の議論をしているのか知っていただきたく、傍聴のお願いをしてきたところでもあります。

今後も、ぜひ議場においでいただき、本会議をごらんくださいますようお願い申し上げます。

さて、本日最後の質問者となりましたが、大綱7項目にわたり質問いたしますので、さきの質問者と重複する項目もありますが、私なりに質問いたしますので、当局の御答弁よろしくようお願い申し上げます。

初めに、1番、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

市長の2期目も3年8カ月が経過、残り4カ月となりましたが、市長のこれまでの市政運営は市民にどのように見え、どのように評価がなされているのでしょうか。

市長は、就任時から財政健全化に積極的に取り組み、実質単年度収支黒字を確保し、実質公債費比率を計画よりも早く改善に導きました。さらに、本市の将来を担う子供たちの学びやである小中学校の統廃合への取り組み、各地域の市民の拠点である総合支所整備への取り組み、また市民の生命、財産を守る消防署各分署の整備にも積極的に取り組むなど、これらのことに対して、私は高く評価するものであります。

反面、職員による多くの不祥事があったことは、まことに残念でなりません。多くの職員の行動や業務内容を市長みずから把握することは到底困難なことでありますが、市長の思いを全職員に伝えることはできるはずであります。その市長の思いがうまく職員に伝わらなかったのではないのでしょうか。それは何が原因なのか。私は職員とのコミュニケーションが足りなかったのではないかと推察いたします。今後は、職員との意思疎通の図り方を研究していただくようお願いするものであります。

それでは、次の3点について質問いたします。

（1）市議会との意見交換の必要性についてお伺いいたします。

前段で市長と職員とのコミュニケーションについて述べましたが、同じことが言えるのが私ども議員との関係にもあるのではないのでしょうか。職員を介してでは、市長の思いがなかなか伝わってこないものであります。

提出された議案に対しての審査は、各委員会で関係職員の説明を詳細に聞き行います。必要があれば市長の出席を求めることもできますが、大方は職員の説明で判断することができます。委員会とは別に、特に重要な議案や事案があれば、事前に会派代表者会議や議会全員協議会が開催され、当局の説明を聞き、意見の交換をすることができます。

そのような場が私たち議員として市長の思いを知る絶好の機会と考えているものですが、残念ながら議会全員協議会などへの市長の出席が少な過ぎるのが現状であります。

もちろん、この本会議のように、市長と議論する場があるわけですが、この場で議案を審議する前に市長の思いを聞き、議員が意見や要望を述べることができる議会全員協議会などへの市長の出席は、お互いの意思疎通を図る上で最も重要なことと考えます。今後においては、極力出席を望むものであります。

場合によっては、委員会にも出席の上、市長の思いを述べ、理解を求めることも必要な事案もあるかと考えますが、いかがでしょうか、市長の思いをお聞かせください。

以上、申し上げたのが事前に通告した質問の要旨でありました。

通告した後に、先日1日の本会議終了後に議会全員協議会が開催されることを知り、その会に市長が出席されることを知りました。その議会全員協議会に市長が出席し、市長みずから事業に対する思いを述べられたことで、市長の強い意思を感じる事ができましたし、市長にしてみても、議会の様子を感じる事ができたのではないかと思います。

このように、あらゆる機会において、市長と議会が意思疎通を図ることで、市民に対して、お互いが説明責任を果たす事ができるのではないかと考えます。改めて市長の見解をお伺いするものであります。

(2) 来年度予算編成に対する基本的考え方についてお伺いいたします。

来年4月は、市長の選挙の年であります。したがって、来年度予算は骨格予算になるものと考えますが、継続的な事業や重点事業への予算はどのようにされるのか、市長の基本的な考えをお知らせください。

(3) 任期満了に伴う市長選への出馬意向はについてお伺いいたします。

前段で申し上げましたとおり、2期目の任期も残すところ4カ月となりました。選挙管理委員会では、4月2日告示、9日投開票日と決定したようであります。

市長は、これまで市民の生の声を直接お伺いしながら、市民とともに歩む市政を推進していくと、市政運営に当たり、その声をもとにさまざまな事業に取り組みられてきました。その中でも、羽後本荘駅と東西自由通路の整備、防災公園アリーナ事業などの大型事業は継続中であり、当然完成まで見届けたいとの強い思いがあるものと推察しますが、この2期目の総括と3期目への市長の思いをお聞かせください。

2番、由利高原鉄道株式会社についてお伺いいたします。

旧国鉄の赤字路線廃止対象となった旧矢島線でしたが、住民の後押しもあり、昭和59年10月に第三セクターの由利高原鉄道株式会社が設立され、旧国鉄から引き継ぎ、昭和60年10月、鳥海山ろく線として開業し、現在に至っていることは御案内のとおりであります。

以来、31年になりますが、赤字を解消できることなく、毎年8,000万円ほどの赤字を秋田県と本市で負担しているのが現状であります。ここに来て秋田県の負担割合が下がり、その分本市の負担が大きくなりました。

そのような中、経常損失を少なく偽る決算操作問題が明るみに出ました。平成23年に就任した春田社長にしてみても、幾ら努力しても一向に改善できない赤字に対しては、よほどの重圧があつてのことかと推察しますが、不正は不正であり、このことにより市

民はもとより、市内外で信頼を失墜したことはまことに遺憾であり、大いに反省していただかなければなりません。

先月、取締役会は調査委員会の報告書を承認したとのこと。内容は、社長の報酬の30%、2カ月返上で、社長にかわる人材がいらないとのことと辞任は求めないことにしたようであります。取締役会の判断に異論を唱えるものではありませんが、取締役の役目は、血税がつぎ込まれているこの会社をどのように運営し、どう存続させるかも担っているのであります。春田社長一人に任せることなく、一緒に考え、赤字解消に努力していただきたく、強く要望するものであります。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

(1) 今後、由利高原鉄道株式会社をどう運営させ存続させるのかについてお伺いいたします。

先般、JR九州が株を上場したことが話題となりました。JR九州の内容を見ますと、これまで赤字続きの鉄道業務を支えるため、不動産、駅ビル事業、船舶事業、ドラッグストア、居酒屋、農業など、幅広い事業を営んで営業黒字を拡大し、株式上場を実現したとされています。この大きな会社でさえ鉄道事業だけでは経営が成り立たないのでありますから、少子化、人口減少がどんどん進んでいる当地域は、鉄道事業経営だけでは赤字の縮小、あるいは赤字の解消は非常に困難と考えます。この先、鳥海山ろく線を存続させていくには、利用者の増加を図ることに加え、収益を図れる事業導入などの多角化も視野に入れ、取り組む必要があるのではないのでしょうか。

このままでは、本市の赤字負担がふえる一方であることが予想されますし、市民には、なぜこれほどの赤字負担をして存続させるのかとの意見を言う方がいることも現実であります。地方交付税の減額など、一層厳しさが増す社会状況の中、本市の赤字負担の限度も含め、出資者としてどう運営させ存続させるのか、当局の見解をお伺いいたします。

(2) 旧鮎川小学校付近への新駅設置計画についてお伺いいたします。

先ごろの報道でこの件を知りました。私も、鳥海山ろく線の利用客の増加を図るためには、検討に値するものと考えます。

御案内のとおり、旧鮎川小学校では、さまざまなイベント等が開催され、にぎわいを見せており、加えて市当局は当校を改装し、木育の拠点施設としておもちゃ美術館をつくり、平成30年の開館に向け、計画を進めています。

先ごろ、市民まつりと同時にアクアパルで開催された木育キャラバンin由利本荘を見学に行きました。多くの子供たちと保護者が楽しんでいる姿を見て感動を覚えました。私ども会派高志会がことし1月に研修に行った先、子供たちと保護者でにぎわっていた東京おもちゃ美術館のあの光景がそこにあったのです。企画実行された大場局長を初め関係者並びに旧鮎川小学校ににぎわいをもたらしていただいている方々に敬意を表するものであります。本市には、子供の遊び場がないと市民の方々からよく言われますので、このような遊び場が早期に実現することを強く望むものであります。

そこで、幾らよい施設が整備されても、そこまで行くアクセスが整備されていなくては、施設の魅力を最大に発揮できないものと考えます。新駅をつくり、アクセスを整備することにより、親子で遊べる東京おもちゃ美術館のように、にぎわう施設になるのではないのでしょうか。加えて、鳥海山ろく線の利用者の増加も見込めますし、赤字縮小に

もつながることと思います。当局は、実現に向けて積極的支援を行うべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

3番、熊本地震災害現地調査での学びを本市防災計画にどう反映させるかについてお伺いいたします。

天災は忘れたころにやってくる。喉元過ぎれば熱さを忘れる。備えあれば憂いなし。災害に時なし、場所なし、予告なし。これは御存じのとおり、災害にまつわることわざであります。

平成23年の三陸沖大地震、大津波、原発事故も発生しました。平成26年の長野県北部地震、ことしに入り、4月の熊本地震、そして10月には鳥取県中部地震、先月22日早朝には福島県沖で震度5弱の地震が発生するなど、大きな地震災害が続いており、加えて昨今は異常気象や台風による風水害、山の噴火など、日本に安全な場所はないと言われるほどであります。

昭和58年に発生した日本海中部地震により、能代、男鹿を中心に多くの方が被災され、人命も失われたことは、今でも鮮明に記憶に残っています。日本海中部地震、その後の新潟県中越沖地震が発生したにもかかわらず、日本海には松前半島西方沖、男鹿半島沖、新潟市沖に地震空白域があると言われており、本市周辺には北由利断層という活断層もあり、警戒を要する地域となっています。

本市においては、由利本荘市地域防災計画の策定、全市を網羅する防災行政無線の整備、各地域において防災訓練を実施するなど、災害発生時に備えて万全を期しているものですが、果たしてそれで十分なのか。さまざまなことを学び、より万全な対策を講じていかなければならないと考えます。

そこで、本市防災担当職員が4月に発生した平成28年熊本地震の被害状況と災害対応を現地に行き調査したと議会に報告がありました。本市の防災や災害発生時の対策の参考にするためにも、今回の現地調査の実施は評価するものであります。

日ごろの活動は、防災や減災に対することが中心となりますが、いざ災害が発生したときに課題となってくるのが復興へ向けての対応であります。中でも、避難場所の設置、ボランティアなどを含む関係機関の支援受け入れ態勢、罹災証明書の発行がおくれて家屋の復旧ができないなどは、報道の中でいろいろ見聞きする事項であります。

先般の議会への報告に、本市防災対策に生かすべき事項として、災害対策本部の仕事、避難所のあり方などの課題がありました。そこで、それらの事項を含め、現地調査で学んだことをどのように防災計画に反映させていくのかお伺いするものであります。

4番、羽後本荘駅東西自由通路の進捗状況と市道停車場東口線についてお伺いいたします。

羽後本荘駅東西自由通路は、市民の利便性の向上と、駅前地域を初め中心市街地の活性化、加えて本市の玄関口としての観光にも期待が持てる事業であり、多くの市民が早期完成を望んでいる施設整備であります。平成32年度の供用開始に向けて順調に進んでいるものと思いますが、その進捗状況をお伺いいたします。

また、平成28年度予算として、自由通路実施設計及び駅東広場測量設計に2億2,484万円を計上していますが、完成までの全体予算及び財源等についてお知らせください。

加えて、JRとの負担割合についても協議されていると思いますので、お知らせくだ

さい。

さらに、当事業に関連する停車場東口線の道路整備であります。計画では自由通路完成後の平成33年度以降着手としていますが、前倒しで着手できないものでしょうか。東西自由通路に合わせて完成することにより、中心市街地の早期活性化につながるものと考えます。当局の見解をお伺いいたします。

5番、本荘公園の都市公園整備計画についてお伺いいたします。

本荘公園が都市計画区域において都市公園となつてから、さまざまな規定の中で保存、整備されて今日に至っていることは承知しております。おかげさまで市民の憩いの場やにぎわいの場、散歩や運動の場としても多く利用されており、市民に愛される総合公園となっております。

一方、都市公園であるがためにさまざまな規制がかかり、支障を来す場合もあります。本荘公園の南側に位置する旧授産施設、本荘中央児童館、愛宕町公民館であります。旧授産施設の建物は何年も使われないうまま建っているのはなぜでしょうか。本荘中央児童館は、老朽化による中核児童館計画において、現地での建てかえか、新しく敷地を求めか、今日に至っても決まっていないう状況であります。また、児童館の隣接地に建つ愛宕町公民館も老朽化していることから、町内の方々には建てかえたいとの考えがあるようですが、敷地が市から借り受けた都市公園区域のために、計画が立てられないとのことあります。

これらの件に関しては、相当前からわかつていた上で、都市公園整備計画を組んだことと考えます。当時と財政状況や地域環境に変化が生じてきている状況ですので、その流れ、そしてその先を見通した都市公園としてのあり方を探求していかなければならないのではないのでしょうか。

以前、須藤様から寄贈を受けて光風園相撲場が整備されましたが、利用されることがありません。そして、昨年3月には、須藤様から光風園全体が寄贈され、市の所有物として登記も完了しているとのことあります。光風園内の須藤住宅には多くの貴重な資料、そして敷地内にも貴重なものがあると聞いております。この寄贈された光風園の利活用も含め、さきに述べました区域のさまざまな問題点の解決のためにも、本荘公園の都市公園としてのあり方を早急に再検討すべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

6番、本荘地域の公共下水道事業についてお伺いいたします。

下水道の整備事業に取り組んで何年になるのでしょうか。合併前から各地域において公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業と、それぞれの基準において整備促進され、現在に至っています。

今回は、本荘地域の公共下水道事業に関してお伺いいたします。

御案内のとおり、下水道が整備され、それを利用することにより、川や海の汚染が改善され、良好な自然環境を維持でき、町なかにおいては、水路の悪臭の改善や、ハエや蚊の発生も防ぐことができ、快適な生活環境をつくることができます。しかし、企業や市民一人一人が利用しなければ効果が薄れ、環境がよくなるのであります。

私に下水道が完成した区域の市民より、近所に、下水道に接続しない家があり、側溝が臭くなり、虫も発生してみんな困っているとの苦情がありました。そのことから、現

状について把握しておく必要があると考え、お伺いするものであります。

下水道法によると、流しや風呂の排水設備は、下水道の供用が開始された場合は、遅滞なく、公共下水道に流入させるために必要な排水管を設置しなければならない。また、便所については、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、水洗便所に改造しなければならないと定めています。加えて、同法第5章には罰則規定もあり、第48条に、命令に違反した者は、罰金30万円に処するとあります。命令に違反した者とは、公共下水道管理者は3年以内に改造しない者に対して、相当の期間を定めて改造を命ずることができるとあり、改造を命じても実行しない方を指します。

そこで、次の2点についてお答えください。

(1) 公共下水道整備計画区域内の進捗率と今後の計画についてお伺いいたします。

現在、石脇地区の整備を盛んに行っているようですが、その進捗率はどうでしょうか。また、本荘地区の整備は終了したのでしょうか。今後の計画とともに、現状についてお知らせください。

(2) 供用開始区域内の利用状況と未利用者への対応はについてお伺いいたします。

前段で述べましたとおり、市民の住みよい環境づくりに欠かせないのが下水道の整備であります。しかしながら、供用開始区域の中でもさまざまな事情があり、利用していない方もいるようであります。その利用状況を具体的数値でお知らせください。また、利用していない方への対応はどのようにしているのでしょうか。

私は、前段で下水道法を述べましたが、そのように厳しく対応すべきとの思いで質問しているものではないことを御理解ください。ただ、地域の中では、たった1軒か2軒の方が利用していないために環境が損なわれ、嫌な思いをしている方がいることは現実であります。

当局の役目は、下水道整備を実施して、それを利用していただき、地域の環境を整えていくことであります。そのためには、利用していない方々へ説明し、理解していただき、利用してもらうことも大事な仕事であります。改造費用に問題がある方へは、融資制度もあるかと思えます。利用していない方々への対応についてお伺いいたします。

最後に、7番、本荘郷土資料館についてお伺いいたします。

久しぶりに本荘郷土資料館を訪ね、現状を視察させてもらいました。御案内のとおり、当施設は本荘北中学校が移転した跡地に建設、昭和56年3月開館してから35年の歴史を数え、先人が残したさまざまな歴史や民俗資料などを収集し、保管するとともに、公開して本市の歴史や文化を紹介しているものであります。

常設展示室と企画展示室があり、企画展示室では年4回テーマを組み、展示しており、見学者から好評を得ているようであります。中でも、企画展において、それぞれのテーマの構成、貴重な展示品の扱い、そして飾りと、専門知識が必要な作業にかかわっている職員の方々には敬意を表するものであります。

さて、築35年を迎えた当施設もいろいろな問題があるようであります。1つには、収蔵庫のスペースです。近年高齢化が進むにつれ、自宅での保存、管理が難しくなり、資料館への寄贈品がふえてきている状況にあり、収蔵スペースが満杯になっていること。2つには、貴重な資料の収蔵庫に空調はあるものの、35年を経過しており、構造上資料の保管に不安があること。3つには、駐車場が狭く、大型バスが入れないこと。4つに

は、入館者数ですが、平成27年度実績で、個人と団体の総計が3,777人、1日平均11人です。この数字には、各小学校の児童が学校単位で学習に訪れている人数も含まれているとのことですが、この入館者数を当局は多いと見ているのか、少ないと見ているのかであります。

これまで述べた4項目は、現地の視察を通して得たことではありますが、そのほかにも当施設は大分老朽化が進んでおり、耐震構造の心配もあります。このようなことから、この本荘郷土資料館が今後も現地でよいのかであります。

本荘公園に建つ同類の本丸体験学習施設修身館とあわせて、今後のあり方を検討し、我が郷土の文化のよりよい保存、そして市民はもとより、市内外により広く公開できる施設にさせていただきたく考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上、登壇しての質問を終わります。答弁よろしくお願い申し上げます。

【21番（三浦秀雄君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、三浦秀雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市長の政治姿勢についての（1）市議会との意見交換の必要性についてにお答えいたします。

私は、市政運営において、議員各位並びに市民の皆様に対しまして、常に丁寧な説明を心がけ、各種事業の推進に誠心誠意取り組んでおり、議会と市当局は車の両輪として意思疎通を図りながら、市民福祉の向上に努めることが大切であると思っております。

大型プロジェクトを初め、重要な議案や事案につきましては、議会全員協議会などの場で説明させていただくとともに、議員の皆様からも御意見などを伺いながら各種事業を進めているところであります。

議会全員協議会につきましては、政策等にかかわる重要案件の場合、私みずから出席しておりますが、案件によっては私にかわり副市長や担当者が出席しております。

議員の皆様との意思疎通を図ることは、市政を運営する上で極めて重要なことと認識しておりますので、必要に応じてみずから出席し、理解を求めてまいりたいと考えております。

今後も、市政発展のためには、議員の皆様からの御指導をいただきながら、各種施策を着実に実行してまいり所存でありますので、御理解をお願いいたします。

次に、（2）来年度予算編成に対する基本的考え方についてにお答えいたします。

平成29年度の当初予算は、骨格予算として編成いたしますが、切れ目のない対応が必要な雇用対策事業や市民生活の安全・安心確保に直結する事業については、当初予算に計上したいと考えているところであります。

また、防災公園整備事業や大内総合支所改築事業などの継続費を設定している事業や、羽後本荘駅周辺事業、社会資本整備総合交付金事業などの重点事業についても、一日も早い完成を目指して当初予算に計上してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（3）任期満了に伴う市長選への出馬意向はについてにお答えいたします。

私の2期目の総括と3期目への思いにつきましては、佐々木慶治議員の御質問にお答えしたとおりであります。この3年半余り、議会や市民の皆様への御理解をいただきなが

ら、財政の健全化を進め、総合計画「新創造ビジョン」を策定し、市民生活に直結した事業を優先しながら、各種事業に取り組んでまいりました。

中でも、目玉事業である総合防災公園や羽後本荘駅整備、民俗芸能伝承館まい一れ、（仮称）おもちゃ美術館などの大型プロジェクトは、本市の活性化にとって重要な事業であり、確実に成就させることは、私に課せられた使命であります。

もし3期目を担わせていただけるのであれば、その完成はもとより、本市の持続的な発展のために、議会の皆様並びに関係各位の御意見、御指導を得ながら、各事業を前進させてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2、由利高原鉄道株式会社についての（1）今後、由利高原鉄道株式会社をどう運営させ存続させるのかについてお答えいたします。

由利高原鉄道は、沿線人口の減少や自家用車の普及などの理由で利用者が伸び悩み、昨年度の乗車人員は創業以来最低の22万3,000人となっております。経常損失額も8,500万円を超え、非常に厳しい経営が続いております。

しかしながら、鳥海山ろく線は単なる移動手段だけでなく、季節によってさまざまな表情を見せる鳥海山、旧鮎川小学校を初めとする田園風景、沿線地域の特徴的な食など、それ自体が観光資源と考えております。

これらの資源を生かした多角的な取り組みの一つとして、地域の食にスポットを当てたB級グルメ列車が大手旅行会社のツアーでは大変好評を得るなど、今年度の上半期決算では団体旅行客数が前年同期37%増と大きく伸びております。また、メディアを活用したテレビ番組のロケなど、イベントによる誘客もふえてきております。このような収益を見込める事業を探り、身の丈に合った多角化を会社と一緒にやって取り組んでまいります。

私は、由利高原鉄道は生活に欠かすことができない地域の足であり、鳥海山麓の観光振興の重要な役割を担っておりますので、存続させなければならないと考えております。そのためにも、鉄道の中長期的な経営のあり方について県と協議を進め、市民の皆様を初め関係団体からのサポートを得ながら、持続的な運行のため支援してまいります。

次に、（2）旧鮎川小学校付近への新駅設置計画についてにお答えいたします。

新駅の設置のための課題と現状については、先ほど吉田議員の御質問にお答えしたとおりであります。東北運輸局と新駅設置について協議したところ、列車の安全運行に関して課題が挙げられております。鉄道では、公益財団法人鉄道総合技術研究所の技術指導を受けながら、これらの課題解決に取り組み、実車実験を行うなどして、おおむね課題をクリアできる状況であります。

（仮称）おもちゃ美術館と、その沿線を走る鉄道のロケーションを生かした新駅を設置することは、来館される方々にとって格段にアクセス環境が向上します。鉄道としても、利用者がふえることで収益改善となり、さらに交流人口が拡大することで鉄道沿線に限らず、近隣の観光地などにも波及効果があるものと期待しております。

また、鉄道を利用して来館する際には、列車に乗った瞬間から（仮称）おもちゃ美術館に向かう物語が始まっているというストーリー性を創出し、列車に乗ってこそ体験できる特典を用意するなど、運営面からも鉄道利用を後押しできないか検討してまいりま

す。

市といたしましても、夢のある駅設置に向け、設置費用や、設置後の運営費用について検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、熊本地震災害現地調査での学びを本市防災計画にどう反映させるかについてお答えいたします。

現地調査へ派遣した職員からは、発災直後に不足した生活用水、被災して使用不能となった市庁舎、寸断された道路により機能不全となった交通網、想定以上に発生した災害廃棄物、想定外に発生した車中泊や路上避難者への対応、罹災証明書の発行事務の滞りなど多岐にわたる課題や被災状況をじかに学ぶことができたとの報告を受けております。

この教訓を今後の防災・減災対策に生かすために、市地域防災計画を初め、市職員向けの災害対応マニュアルなどを新たな視点で見直すことや、また災害発生後の公共インフラ設備の維持、復旧や生活物資の安定供給において想定外となっているものはないか、復旧体制が十分なのか、いま一度、関係機関、企業との間で確認してまいりたいと考えております。

さらに、災害による被害を最小限に抑えるための自主防災組織、町内会の研修会や、災害の種類に応じた訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の向上を図っていくとともに、災害はいつか必ず発生するという緊張感を常に持ちながら、防災対策に取り組んでまいります。

次に、4、羽後本荘駅東西自由通路の進捗状況と市道停車場東口線についてにお答えいたします。

羽後本荘駅東西自由通路整備につきましては、平成28年3月30日にJR東日本及び由利高原鉄道との3者間において整備に関する基本協定を締結し、平成32年度の供用開始を目指しているところであります。

現在は、本年6月より基本設計を行っており、今年度末には実施設計に進む予定であります。また、東西の駅前広場についても、詳細設計を行っているところであります。

基本計画における総事業費は、橋上駅舎を含む東西自由通路整備費と東西の駅前広場整備費と合わせ約37億4,100万円と試算しており、財源として合併特例債や国庫補助金を見込んでおります。JR東日本の負担額については、改札内のエレベーターや既存跨線橋撤去など、橋上駅舎を含む東西自由通路整備費の約8%を予定しております。

停車場東口線につきましては、羽後本荘駅東西自由通路、東西の駅前広場と一体的な整備が望まれますが、多額の費用を要することから、東西自由通路の整備後に街路事業による整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、5、本荘公園の都市公園整備計画についてにお答えいたします。

本荘公園は、昭和33年に都市公園として計画決定され、平成18年に現在の公園区域に変更しております。

整備計画につきましては、平成12年に見直しを行い、遊泳館や修身館等の建設や広場整備などの公園整備を進めてまいりました。

御質問の本荘公園南側につきましては、平成31年度に建設を計画している（仮称）中核児童館の整備とあわせ、公園区域等の変更も含め検討してまいります。

また、光風園の活用につきましては、庭園の維持管理を行い、散策路として活用を計画するとともに、建物内の貴重な資料や文化財について調査、整理し、保存や展示を行ってまいります。

次に、6、本荘地域の公共下水道整備事業について、(1) 公共下水道整備計画区域内の進捗率と今後の計画についてにお答えいたします。

本荘地域の公共下水道は、昭和56年度から本荘処理区として事業を着手し、平成3年4月に供用開始をして、今年度で35年目を迎えております。本荘処理区の公共下水道の全体計画面積は1,114.6ヘクタールであり、平成27年度末時点での整備済み面積は421.9ヘクタールで、整備率は37.9%となっております。

今後の整備計画については、平成26年度に策定したアクションプランに基づき、現在整備中の石脇尾花沢地区や田尻野地区のほか、東梵天などの東部地区の未普及地域の整備を進めてまいります。

次に、(2) 供用開始区域内の利用状況と未利用者への対応はについてにお答えいたします。

先ほど答弁いたしました、本荘地域の整備率は37.9%となっており、そのうち下水道へ接続している水洗化率は86.4%となっております。残りの13.6%の方が下水道を利用されていないこととなりますが、その理由として、経済的問題や高齢化などによる将来的な不安などと考えております。

下水道利用促進のために、年2回の広報紙への掲載のほか、各種会議や説明会の際に早期接続への御理解、御協力をお願いしているところであります。

また、改造費用に対する支援策として、住宅リフォーム資金助成事業による補助制度の活用についてもお知らせしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7、本荘郷土資料館については、教育長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 三浦秀雄議員の教育委員会関係の御質問、7、本荘郷土資料館についてにお答えいたします。

石脇地区に所在する本荘郷土資料館は、人文科学系の資料館として、考古、歴史、民俗資料などを調査、収集、保存するとともに、展示公開を通して文化の向上発展に寄与することを目的に建設されたものであります。

開館と同時に秋田県博物館等連絡協議会に加盟して、秋田県立博物館や県内の各資料館と連携しながら、定期的に企画展を開催し、歴史文化情報を広く提供してまいりました。

入館者の面では、昨年度実績において、全体の92%に当たる3,484人が企画展開催期間中の入館であり、決して多いとは言えませんが、年度平均3,200人ほどの来館を維持しており、来館者からは喜びの声を頂戴するなど、企画展に対する市民の期待と手応えを感じているところであります。

しかしながら、開館して35年を迎え、屋根の修繕やトイレの改修など、年次計画で整備しているものの、施設の老朽化が進んでおります。収蔵庫も手狭になってきているほ

か、特に貴重な資料を長期保存する特別収蔵庫の必要性も感じているところであります。

以上の点を踏まえ、教育委員会では、新創造ビジョンに文化財史跡等調査保存事業を登載し、昨年度より県内有識者による整備検討委員会を組織し、埋蔵文化財の収蔵、公開施設のあり方を中心としながら、施設の整備について協議しているところであります。

本荘郷土資料館の老朽化を見据え、今までの歴史的経緯も踏まえながら、継続して歴史文化の拠点となる施設のあり方について、さまざまな面から総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君、再質問ありませんか。

○21番（三浦秀雄君） 初めに、1番の市長の政治姿勢について、（1）市議会との意見交換の必要性について再質問させていただきます。

さきの議会全員協議会、市長、出席していただきました。私は非常によかったなというふうに思っております。やはり市長の声を直接聞いて判断したいというのが私ども議員だというふうに思います。市長も日ごろから市民の声を聞きながら反映させると、このようにおっしゃっておりますけれども、市長一人で8万市民の声を聞くということは、まず不可能なことだと思いますし、その点、私ども議員は各地域から出ておりますので、私どもの声を市民の声ということにかえても、私は決して無理なことじゃないのかなというふうに思います。私どもも市民がバックにいる以上は、市長のお話を直接聞いて、その上で判断をしたいと、そのような気持ちがありますので、今後とも極力、職員に任せることなく、市長があらゆる場面に出席して、市長の本音を話していただければ、私ども議会としても真剣な意見交換をできるんじゃないかなというふうに思います。先ほど出るというふうな話でありましたが、もう一度お聞かせ願えますか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほども私から答弁をさせていただきましたが、議員の皆様と意思疎通を図ることは、極めて重要なことだと考えております。政策的な重要な案件につきましては、例えば議会全員協議会とか、そういう場にみずから進んで出席をするように、両副市長あるいは総務部長にもいつでも私自身が出席する旨は申し上げております。

ただ、事務的な説明とか、そういう部分については、両副市長あるいは担当部署で対応しているというふうに伺っております。私自身としては、議員の皆様と私から直接お話をできる機会をできるだけ設けたいと、このように思っておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、次に2番の由利高原鉄道株式会社についての（1）今後、由利高原鉄道株式会社をどう運営させ存続させるのかについてをお伺いをいたします。

私も矢島出身の人間でございますので、由利高原鉄道の必要性は十分認識しております。ましてや、旧国鉄から引き継ぎのときの旧本荘市議会の特別委員会の委員長も務めて、存続に多少でありますけれども、尽力したなというふうに思っておりますので、その矢島線、いわゆる今の鳥海山ろく線を何とか今後も存続させたいと、そういう思いで今回の一般質問をしたわけでございますので、その点も御理解をしていただきたいと思います。

います。

先ほど市長は、観光資源として存続しなければいけないと、また住民の足としても存続させなきゃいけないと、まさにそのとおりだと思います。しかしながら、この赤字額を見ますと、平成25年では約8,160万円、平成26年には8,700万円、平成27年で約8,900万円と、赤字額が徐々にこうふえてきているんですよね。これは近い将来、このままいきますと1億円を超えるんじゃないかなという心配もあるわけですよ。そういうふうな状況を見て、矢島、鳥海山ろく線の沿線の方々は、ぜひ必要だというふうに感じていると思いますけれども、やはり市民の中には、先ほども質問で申し上げましたとおり、これほどの赤字負担をして、なぜ存続させなきゃいけないのか、バスもあるんじゃないかと、そのようなことをおっしゃる方々が徐々にふえてきていることは、これは間違いのないわけですよ。

加えて、県の赤字負担割合も下がったというふう聞いております。これは県のほうの事情もあると思いますけれども、今までは50%ぐらいなのかなというふうに思っておりましたが、その比率が下がったということは、本市の税金投入がふえるということになるものですから、その辺も市民の人方が見ておきまして、将来を本当に心配しているんです。ですから、幾ら頑張っても赤字がふえるこそあれど、減ることはないということであれば、やはりこの先どのぐらいまで赤字額を負担できる限度額なのかなということも計算しなきゃいけない——そういうものじゃないのかなというふうに思いますので、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

加えて、赤字負担が県の場合、下がったんですけれども、その下がった要因というのは何なのか、なぜなのかということ。それから、鉄道部門のほかにバス事業にも今参入しておりますけれども、このバス事業が与える利益をどのぐらい見込んでいるのか、そこから辺も含めて、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 由利高原鉄道の存続については、私も三浦議員も同じ気持ちだと思います。ただ、年々赤字がふえていることも事実でありますし、私としては存続をぜひさせていかなければならないと思います。

鉄道の中長期的な経営のあり方について、県とも協議をしているわけでありまして。なかなか存続、あるいはそういう赤字が増すことについて、さまざまな意見があることも承知いたしております。私も取締役の一人でありまして、その赤字の圧縮あるいは軽減のための努力をしていただくように、機会あるたびにお話をしているわけでありまして。春田社長も努力はしているわけでありまして、なかなか思うような結果が出てこないのも事実であり、いずれ県とも協議をしながら、そういった経営改善に向けて努力をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） その点、市民に対しても十分な説明をしていただきたいと思っております。重複になりますけれども、市民の人方がどこまで赤字負担をしていくんだと、そのようにおっしゃっている方々もどんどんふえてきていることは間違いありませんので、その辺はきちっと市民にわかりやすいような、そういう説明をしていただければなというふうに要望をしておきます。

次に、3番の熊本地震災害現地調査での学びを本市防災計画にどう反映させるかについてでありますけれども、先ほど今回の現地調査で対応の見直しもあると、そのような答弁ありました。当然のことかなというふうに思いますけれども、私どもには地域防災計画が渡されておりますが、その地域防災計画に今後変更も生じてくるのか、その辺いかなものでしょうか。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 危機管理監から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 佐々木危機管理監。
- 総務部危機管理監（佐々木高志君） ただいまの三浦議員の再質問にお答えいたします。

防災計画そのものについては、この後、今までの防災計画をつくった後のさまざまな災害によって、国・県のほうのさまざまなものが変わってきておりますので、今後この防災計画の内容について一部変更、あるいは変えなければならないところというのは幾つか出てきておりますので、その考え方で今進めております。

- 議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。
- 21番（三浦秀雄君） わかりました。災害はいつ来るかわかりませんので、早目に検討をしていただきたいと思います。

続きまして、5番の本荘公園の都市公園整備計画についてお伺いをいたします。

昨年12月の議会に一般質問で、私、中央児童館について質問した際に答弁として、現地建てかえの場合、公園の整備の見直しとあわせて、本荘公園区域の変更手続が必要となると、そのように答弁されております。今回の答弁の中にも南側について、これから都市公園区域の変更も検討していくと、そのように答弁されたものですから、再質問するわけですが、去年の12月にそのような話をされて、その中核児童館をどこにするか、それもまだ決まっていないということは、本当に公園区域の見直しを検討しているのかどうか、その辺がちょっと不可解な感じがしますので、その辺どうですか、もう一度答弁お願いします。本当にしているかどうか。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 先ほど私が答弁しましたとおり、平成31年度に建設を計画しております。変更も含め検討しております。

その内容については、建設部長から答えさせます。

- 議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。
- 建設部長（佐々木肇君） 三浦議員の再質問にお答えいたします。

現在、中核児童館につきまして、その建設位置も含めて検討しておりますが、まだ決定したものはございません。決定とあわせて現地建てかえになりますと公園区域等、当然計画変更が必要となってまいりますので、対応してまいります。ただ、現在のところ、まだ決まっておりませんので、現段階では先ほど長谷部市長が答弁したとおりとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

- 議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。
- 21番（三浦秀雄君） 中核児童館の建設地については、御案内のとおり、平成28年度に場所を設定すると、そのような計画になっているんですね。もう28年度、間もなく

終わるわけですよ。これは、なぜおこなっているのか、その辺、その理由お知らせください。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 阿部副市長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） 建設部と、それから健康福祉部を所管しておりますので、私から答弁させていただきます。

三浦議員おっしゃるとおりに、中核児童館につきましては、検討委員会に諮るべく、今健康福祉部のところでいろいろな意味で、子育て支援も含めて、あらゆる機能を考え、ある程度選定を進めてございますので、今後、三浦議員も検討委員会のメンバーというふうに見ておりますけれども、そちらのほうに年度内に諮っていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） なるべく早目に検討をお願いします。

加えて、本荘公園の南側には、先ほど質問いたしましたけれども、中央児童館もそうですけれども、その隣接する愛宕町公民館もあるわけでありまして。旧授産施設の建物もあるわけですね。先ほど私述べましたとおりに、須藤様から光風園全体も寄贈されたということでありまして、その須藤様から寄贈された光風園も含めて、相撲場も今使われていない状況でありますので、南側、西側も全体をどういうふうに関後につくっていくのか、本荘公園のあり方もきちっとした課題にしないと、中央児童館そのものをどうするかじゃなくて、全体的なものをどうするかということが必要かなというふうに思います。その点は中央児童館、中核児童館を対象にして、一つだけやるのか、全体を今後検討していくのか、その辺もう一度お願いします。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） ただいまの再質問にお答えいたします。

中核児童館、この機能をどこにどうするかということを第一に考えまして、その後に今おっしゃられました光風園の関係、これも含めてトータルで、公園整備は整備でまた考えていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） わかりました。

もう一点、光風園寄贈していただきましたんですけれども、この須藤様から光風園の使用について条件提示か何かあるものですか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 建設部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 三浦秀雄議員の再質問にお答えいたします。

須藤様からは、特段の条件等はいただいておりません。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） それでは、続きまして、6番の本荘地域の公共下水道整備事業

についての（１）公共下水道整備計画区域内の進捗率と今後の計画についてお伺いします。

市内の中には、１人が反対をしているがために、その周辺が整備できない、そのような区域があるように聞いておりますけれども、１人が反対すると、その周りの数十軒の整備も行われず、その地域は整備できない、そのような法律的な何か規制がかかっているものですか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） その件につきましては、私自身も要望を受けておりますが、詳細について、建設部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 三浦秀雄議員の再質問にお答えいたします。

１軒の方が反対しているということで、そちらについては下水道事業への反対ではなくて、実際問題その工事による振動や、そういうものに対する反対であります。それがなかなか御理解をいただけないということで、部分的な工事が進んでいない状況にもありますので、今後対応を素早くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） よろしくお願ひします。

その区域の方が本当に下水道を整備したいという方がいっぱいいる地域でございますので、よろしくお願ひをします。

次に、同じく（２）の供用開始区域内の利用状況と未利用者への対応はについてでありますけれども、私は利用していない方々に市がどういう対応をしているかということをお問ひしているわけでありまして、説明会に行ってお願ひをすることじゃなくて、やはり使用していない方がどなたかということは市のほうで把握しているはずでありますので、その方々に直接お伺いをして、お話をし、理解を求めて実施してもらおうと、そのような訪問活動をしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 広報紙あるいは各種会議で説明会の際に御理解と御協力をお願いしているわけですが、現況をちょっと私把握しておりません。市職員が直接お伺いをお願いするということは、非常に大切かと思ひます。そういうことを含めて、建設部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 三浦秀雄議員の再質問にお答えいたします。

現在、個々に未接続の方々を把握しておりますけれども、個々への対応はしておりませんので、今後対応も含め検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） よろしくお願ひをいたします。

質問の中でもお話ししましたが、法令に乗って厳しく実施しなさいということで

はありませんので、十分な話し合いの上に利用していただくようお願いをすることを要望したいと思います。

最後に、7番の本荘郷土資料館についてお伺いをいたします。

整備検討委員会でいろいろ検討をされているということでもあります。それに期待するわけでありませけれども、この本荘地域は歴史のある城下町であります。郷土資料館というのは、郷土の歴史を語る施設ということでもありますので、この歴史にふさわしい誰もが利用しやすい場所も、これも検討課題の一つではないのかなというふうに私は思っております。

今の状況であると、重要文化財は展示できないと、そのような施設になっているわけですので、やはりせっかくこれからつくるといふことであれば重要文化財も展示できるような、そして市民に日本の文化を見ていただけるような、そういう施設にしていきたいと思っております。質問でも申し上げました本荘公園の中に修身館もあるわけですが、ここも郷土資料館に似たような展示をしているわけでありまして、その修身館、あるいはこれからの城下町としての本荘の位置づけをどうするかという場所的なこと、それらも含めての検討なものか、その辺、教育長、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 三浦議員の再質問にお答えいたします。

本市合併して十数年、文化財の拠点として矢島、岩城、本荘、由利等あるわけですが、その資料保管管理も含めた展示等、重要な文化財を展示するには、やはり湿度等、管理運営のところが問題になるわけですが、そういったのは極めて短期間にはできるわけですが、長期間、あるいは重要なものについては不可能な展示施設であることは確かでございます。

この検討委員会では、県立大、それから美術工芸のプロの先生方とか、文化財の審議関係委員も含めながら検討しているところでございますけれども、そういった拠点をどうするかというようなことで、岩城に八十八美術館、それから本荘地域には修身館と、矢島の日新館等あるわけですが、歴史的な経緯からすると、それに組みこんできた気配は余り感じることができないので、やはりここで急務な課題として、こうした議論をきちんとしていかなければいけないだろうと——いろいろな作品の保持者の方々からも寄贈等あるわけですが、その保管倉庫については極めて不十分でもありますし、総合的に考えたいということから、やっぱりじっくり考える期間を設定していかなければ、今までの歴史的な、そういう流れのことに応えることができないのではないかということから審議しております。そしてこのビジョンに登載していきますので、御理解お願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（鈴木和夫君） 21番三浦秀雄君。

○21番（三浦秀雄君） やはり郷土資料館でありますので、歴史的なことも頭に入れながら検討していかなければいけないのかなというふうに思います。本荘地域は城下町でありますので、その城下町にふさわしい郷土資料館はどこにあるべきか、どういう郷土資料館であるべきかも、これも十分に検討をしていただきたいと要望をいたしまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、21番三浦秀雄君の一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前9時30分より引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時26分 散 会